

平成27年宇治田原町総務産業常任委員会

平成27年12月14日

午前10時開議

議事日程(1の1)

(総務課、企画・財政課、税務・会計課所管分)

- 日程第1 付託議案審査
- 議案第71号 宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するについて
- 議案第72号 宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第73号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第74号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第76号 京都地方税機構規約の変更について
- 日程第2 第3四半期の事業執行状況(変更)について
- 総務課所管
- 日程第3 各課所管事項報告
- 総務課
- ・宇治田原町情報伝達システム整備基本構想について
- 企画・財政課
- ・コミュニティバス・福祉バスに関する住民アンケート調査結果について
 - ・平成27年度公共事業等の施行状況について
- 日程第4 その他(出席所管課分)

議事日程(1の2)

(建設・環境課、産業振興課、上下水道課所管分)

- 日程第1 付託議案審査
- 議案第75号 土地の取得について

議案第77号 宇治田原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する
協定の一部変更について

日程第2 第3四半期の事業執行状況（変更）について

○建設・環境課所管

日程第3 各課所管事項報告

○産業振興課

・宇治田原町観光振興計画（素案）について

○上下水道課

・公共下水道事業の経営指標（P I）について

日程第4 その他（出席所管課分）

1. 出席委員

委員長	11番	谷口重和	委員
副委員長	2番	内田文夫	委員
	1番	稲石義一	委員
	4番	安本修	委員
	6番	青山美義	委員
	10番	上林昌三	委員
	12番	田中修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求める
ものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
理事兼総務課長	山下康之君
理事兼企画・財政課 財政課長	小西基成君
理事兼建設・環境課 建設課長	光嶋隆君

総務課 危機管理担当課長	清水 清 君
企画・財政課企画課長	奥谷 明 君
企画・財政課課長補佐	村山 和 弘 君
企画・財政課 庁舎建設準備室参事	下岡 浩 喜 君
会計管理者兼 税務・会計課長	馬場 浩 君
建設・環境課環境課長	三好 茂 一 君
建設・環境課 新名神推進室参事	山下 仁 司 君
建設・環境課 山手線推進室参事	垣内 清 文 君
産業振興課 地域資源活用室参事	下岡 寛 史 君
上下水道課長	野田 泰 生 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	久野村 観 光 君
庶務係長	岡崎 貴 子 君

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務産業常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただき、ありがとうございます。

本委員会は、開会日に上程され、付託されました7議案及び第3四半期事業執行状況の変更並びに所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、付託議案及び町当局よりの資料につきましても、事前にご確認いただいておりますので、的確な質疑等をお願いいたします。

なお、付託議案及び所管事項が多岐にわたることから、スムーズな委員会運営のため、所管課の審査を分割し、初めに総務課、企画・財政課、税務・会計課所管分を行い、午後より建設・環境課、産業振興課、上下水道課所管分を行うことにいたしたいと思っております。

また、本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

町当局におかれましても、所管職員の出席につきまして、調整をよろしく願います。

山内議員が傍聴に入っておられますので報告をしておきます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しいところ、12月定例会におけます総務産業常任委員会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

委員会の出席者について1つご報告申し上げます。

本日、木原産業振興課長は体調不良のため欠席とさせていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

まず、冒頭におわび申し上げます。

去る12月10日の原田議員の一般質問の答弁中、総務産業常任委員会への報告が未了の観光振興計画について、同計画の確定を前提としての答弁をいたしました。本件に

つきましては、まず常任委員会への報告すべき案件として準備しておりましたが、認識の甘さから答弁の範囲を逸脱し、同計画について言及したものでございます。まことにあって不注意な発言であり、議会に対する報告の認識に適切さを欠いた対応であったことを深く反省しております。今後はこのようなことがないように、庁内での意識の徹底を図ってまいり所存でございますので、重ねておわび申し上げますとともに、何とぞご容赦いただけますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、関係答弁の該当部分を取り消しさせていただきたく議長さんと協議をさせていただいており、追って正式に発言取り消しの申し出をさせていただきたく考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、谷口委員長、内田副委員長のもと常任委員会を開催いただき、いわゆる番号法に基づく個人番号の利用や特定個人情報の提供に関する条例制定を行うものを含め7議案につきましてご審議をいただくわけでございますが、ご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務産業常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

それではまず、総務課、企画・財政課、税務・会計課所管分に係る事項について進めます。

日程第1、付託議案審査について。

まず、議案第71号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、お手元に議案第71号とありますので、それについてご報告、ご説明申し上げます。

議案第71号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するにつきましては、本条例名称にも含んでおりますいわゆる番号法が施行され、平成28年1月1日から個人番号の利用が開始されることに伴い、個人番号の利用及び特定

個人情報の提供に関する事項を定めるため本条例を制定するものでございます。

主な内容は、本庁の同一実施機関で特定個人情報の授受を行う場合や、本庁の異なる実施機関に特定個人情報を提供するための根拠規定を定めるものでございます。

詳細につきましては奥谷企画課長から説明を申し上げます。

よろしくご審議賜り、ご可決いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） おはようございます。

私のほうから本議案に関しますご説明を申し上げたいと存じます。

ごらんいただきたいの、議案第71号議案書と、附属資料としてご配付させていただいておりますクリップでとめております条例案の骨子というもの、それには別表第1と別表第2とちょっと分厚いもの、合計3部のものを附属資料としてつけさせていただいておるかと思存しますが、これに基づきましてご説明を申し上げたいと存じます。

資料、よろしいでしょうか。71号の附属資料、よろしいでしょうか。すみません。

この附属資料に基づきましてご説明申し上げます。

上段に書いてございますように、条例制定の背景、趣旨でございますが、ただいま副町長申し上げましたように、皆様ご存じのとおり番号法が施行されまして、この1月1日から利用が開始されるんですけれども、この利用、また提供に関する事項を定めるため本条例を新たに制定するものでございます。

この背景、趣旨の後段をごらんいただきたいんですけれども、いわゆる番号法の第9条2項、この資料の3ページ目にも参照条文をつけさせていただいておりますけれども、9条2項を見ていただきましたらおわかりのように、地方公共団体がマイナンバー、番号を独自に利用する場合、また地方公共団体の同一実施機関内で特定個人情報の授受を行う場合、そういう場合は条例を定めることとされております。

また、法第19条9号におきまして、地方公共団体の他の実施機関に特定個人情報を提供する場合に同じく条例を定めることとされております。

これはどういうことかと申し上げますと、資料の下段のほうにマイナンバーの利用に関する条例整備の項目というようなことでちょっと整理させていただいております。横軸見ていただきますと法定事務と独自事務がございます。法定事務と申しますのはこの別表第1、別表第2に掲げておるものでございまして、例えば別表第1では、1つ目、厚生労働大臣が健康保険法に関するそういう事務をマイナンバーで扱うと、また、別表第2のほうですけれども、これは左の欄が情報照会者、例えば1つ目ですと厚生労働大

臣になっていますけれども、厚労大臣が健康保険の事務に関しまして情報提供者、いわば市町村長とかそういう健保組合ですとかそういうものに対しまして、特定個人情報の提供を依頼するというようなことが書かれておりまして、この別表第1とか第2に書かれておるものが法定事務と言われておるものでございまして、それと全く別に独自事務、例えば想定されますのは福祉医療等につきまして例えば本町独自に医療保険をさらに上乘せするような形で、所得の状況を勘案いたしまして低所得者の方には医療費を公費で負担しているというような独自の制度がございまして、そういうものも独自利用ができるということになってございます。したがって、この法定事務と独自利用の事務につきまして、それぞれ条例でうたう必要がございまして、

縦のほうに進んでいただきますと、まずマイナンバーの利用、これにつきましては、法定事務は番号法の別表第1に法律的に掲げられておりますので、特段、条例の必要はございません。

ただ、独自利用、例えば先ほど申し上げました福祉利用の独自制度等につきましては、マイナンバーを使おうとすると条例を制定する必要がございまして、

また、2行目、同一実施機関内の庁内連携、これどういうことかと申しますと、例えば先ほど申し上げました福祉制度等の給付決定等する際に、税の情報をマイナンバー制度の中で福祉担当部署が税の情報を入手すると、そういうやりとりをするような場合、法定事務におきましても庁内連携に関しましても条例制定をする必要がございまして、また、独自利用も、もちろん条例制定の必要がございまして、

3行目、次、異なる実施機関への提供。これは、例えば本町でいいますと、教育委員会の事務の中で税情報が必要になるような場合、これも法定事務に関しましては条例制定がございまして、もちろん、独自利用も条例制定の必要がございまして、

一番下の国の行政機関や他の地方公共団体との間の情報連携と。他の地方公共団体との情報のやりとりということでございまして、これも、法定事務、番号法別表第2に書いてある部分につきましては条例制定の必要はないんですけれども、独自利用をする場合には必要があるという整理がされている中で、今回、一番下をごらんいただきたい、黒丸で塗りつぶしたこの2つ、黒丸印は12月議会に新規条例案として上程と。今回、条例案として上げさせていただいておるのが、この黒丸の2項目、これに関しまして上程させていただきまして、一番右に四角の黒で塗り潰している部分でございまして、独自利用の事務に関しましては今後の議会に本条例の改正条例案として、また改めてご提案申し上げたいと存じます。

これが具体的にそしたらどういう中身かというのを、裏面、ごらんいただきたいと存じます。

条例制定についての基本的な考え方についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、先ほどの表面をもう一度ちょっとお戻りいただきたいんですけども、①②③とかいう数字が表の中にあろうかと思いますが、それぞれの次のページにこれからご提示します①②③と対応しておりますので、照らし合わせていただけるとおわかりいただけるかと存じます。裏面をご説明申し上げます。

まず①、マイナンバーを利用する独自利用事務に関する規定、これも先ほど言いました番号法の第9条2項に関する事なんですけれども、番号法の第9条1項では、マイナンバーの利用範囲を別表第1に規定する事務に限定しております。この別表第1に規定する法定事務のほか、社会保障とか税、災害等に関する事務を同条2項の規定に基づき地方公共団体が条例を定めることにより独自に利用することができます。本町におきましては、独自に利用する事務につきましては、その利用の効果が顕著となる他団体との情報連携が開始されるまで、すなわち平成29年7月までに利用に伴う効果を踏まえて検討することとし、今回は条例には規定いたしません。これ、すなわちどういうことかと申しますと、先ほども申し上げましたように、独自事務の関係でマイナンバーを使おうとすると、要はこういう事務、こういう事務という形で条例に項目を上げさせていただく必要があるんですけども、まずは今回はうたわないことといたします。と申しますのは、実際このマイナンバーを使えるようになるとうとうところが便利になるかと申しますと、今現在でも、既に各種制度、お届けいただいて、税情報とかを見にいかせていただいておりますが、これによりましても特段便利になるという1つの例でございますが、例えば宇治田原町以外の市町村から宇治田原町に転入されてこられました方が、こういう福祉制度等に基づく申請をされますと。所得を見に行くんですけども、通常、宇治田原町住民の方でしたら税情報は私ども税のほうで持っておるんですけども、町外から転入された方はその情報がございませんので、もともとの市町村へ戻っていただいて所得証明等をとってきていただく必要があるんですけども、マイナンバー制度、これを使いますと、わざわざそこへ出向いていただかなくとも、こちらから元の市町村に税情報を照会して、それを調べることができるというような部分が一番顕著な例かと思うんですけども、このやりとりができるのは法的には平成29年7月からしかできません。したがって、それまでにそういう例規上の整備をすればオーケーなんですけれども、ただ、29年7月からしかできないとはいえ、それまでの一定

の国とのやりとりですとかシステム上のリハーサル等も考えますと、来年度中の早いうちにはできるだけこの独自条例も改正に向けてお出し申し上げていきたいと。現在、どういいう事務が本町としてこれが想定できるかを洗い出し作業をしておりますので、今回はこの項目については例規に規定いたしません。

続きまして、②でございますけれども、マイナンバーを利用する情報を同一実施機関内で庁内連携することに関する規定、これも同じく9条2項の関係でございますけれども、先ほども少し申し上げましたが、同一実施機関内、同じ宇治田原町役場の中で特定個人情報の授受を行うことを庁内連携と申します。例えば町長部局の税担当課が保有する所得に関する情報を、同じ実施機関である町長部局の社会保障担当課が利用するような場合がこれに当たります。番号法では、他の機関との、要は庁外連携と言うておるもの、こういうものに関しましては番号法並びに別表第2により認めておるんですけれども……。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長、時間がかかるんやったら座って説明してください。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 失礼します。

こういう利用につきましては条例を制定しなければならないと。本町におきましても、これまでこういう住民さんに不利益が及ばないよういろいろ情報連携を行えるように進めてまいりましたが、法的に利用が求められるものにつきましては必然的に条例でうたう必要がございますので、それにつきましては条例化させていただくものです。例といたしましては、番号法別表第2のほうの、ちょっとページが打ってなくて申しわけないです、例えば74番、これ番号はそれぞれ1からずっと番号を打っておるんですけれども、74番目、例えば、ごらんいただきますと、児童手当の関係でございますけれども、児童手当の支給に関する事務を処理するために地方税の情報を利用するような場合、こういうものが庁内連携に関係してくると。また、同じく94番目もそうなんですけれども、介護保険料の徴収に関する事務と、そういうふうなもので同じ市町村内でのやりとりが発生すると。例として、この別表第2の一番左に二重丸で入れておりますのが該当する。こういう法定事務を行うに当たりましては条例化をする必要がありますんで、その旨をうたいますと。

そして、③でございますけれども、次、異なる実施機関で提供する場合、番号法の19条9号関係でございますけれども、これも番号法第19条7号では、特定個人情報を提供することができる事務を別表第2で規定しておりますけれども、これは庁外連携について規定したものでございまして、例えば町長部局の税担当課が保有する所得に関

する情報を、異なる実施機関にございます教育委員会に提供するような場合がこれに当たるんですけども、これも法定事務につきましては規定しておく必要がございますので、これはもう1カ所だけなんですけれども、番号法別表第2の38番というところをごらんください、黒丸で塗り潰している部分でございまして、一番左、情報照会者、都道府県教育委員会または市町村教育委員会が情報提供者、市町村長に対して学校保健安全法による医療に関する費用についてと、そういうものの事務に対して住民票関係情報を照会するというものでございます。具体的にどういふものかと申しますと、例えば小中学生等が感染症等にかかりまして治療の指示を受けたとき、生活保護またはそれに準ずる場合は医療費を援助するというような法的な制度があるわけなんですけれども、その場合には教育委員会のほうが市町村長のほうに対して世帯に関する住民票の関係情報を求める、そういう流れが必要となつてございまして、それをマイナンバーで行うということで、この部分に関して法的な事務がこの1カ所該当いたしますのでこれもうたうということで、この資料、以上でございます。

もう一枚おめくりいただきますと、個人番号の利用・提供イメージというのをちょっと図で書かせていただいております。今申し上げましたように、宇治田原町の中で例えば税担当課と社会保障担当課が使う場合、これは庁内連携ということで条例化する必要があります。

また、町長部局と教育委員会がやりとりする場合も、異なる実施機関間の提供ということで条例化する必要があると。

それと一番下、庁外連携、他の自治体とのやりとり等でございましてけれども、これは先ほど申し上げましたように平成29年7月から可能となるものでございまして、これも条例化をいたしまして、この一番右下にございましてように特定個人情報保護委員会、そういう国の機関がございまして、そういうところに届け出て認可を得て初めて独自利用ができるようになるわけでございますけれども、そういう流れを指したものでございませぬ。

最後に、すみません、議案第71号のほう、議案書のほうにお戻りいただきたいんですけども、今申し上げましたような事柄を条例化させていただいております。特に第4条が庁内連携に関したことで、第5条が教育委員会と町のやりとり、そういう異なる実施機関間の提供のことに關して定めたものでございませぬ。

以上、走りまして非常にややこしいお話をさせていただき申しわけございませぬが、こういう背景のもと法定事務に関する項目に際しまして条例を制定させていただきたい

と思いますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） この前も番号法の通知カードのことで聞きましたですけれども、戸籍・保険課がきょうは来ておられませんので、ちょっとその辺のことをまず追って聞いておきたいと思いますけれども、11月23日以降ですか、数日間にかけて通知カードが送られてきたというふうに思うんですけれども、一旦、書留で送られたやつ、不在であれば、1週間ほどの間、郵便局で預かれて、その後、戸籍・保険課のほうでというお話だったと思うんですけれども、それで3カ月ばかりですか、預かって、それで住民の方々に確実に渡るような手続を町の戸籍・保険課で行うということになると。この周知については、12月1日の町民の窓なりホームページでやっていきますよということだったと思うんですけれども、その状況なんですけれども、未達の状況を把握しておられて、今現在、町の戸籍・保険課に戻ってきている通知カードが何件あったか、ちょっとそこらの状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） ただいまご質問の件につきましては、戸籍・保険課のほうから情報のほうを聞いております。また、あわせて、何かあすの文教厚生常任委員会でもご報告させていただくという旨を聞いております。現状、私どもが入手しております状況でございますが、通知カードの送付状況、総送付件数が3,593件でございます。それで、12月11日現在の状況を申し上げたいと思うんですけれども、郵便局さんのほう、まず全ての地区で初回の配達は完了しておると。その中で、一定、1週間経過後は本町に返戻されるということでございますけれども、郵便局からの返戻件数が現状304件ということで現在聞いておるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 11日現在ですのでね、304件。戻ってきてからとりに来られたり、町民の窓やらを見られてね、そういう状況も聞いたかったんですけれども、その304件は現在の戸籍・保険課で保有しておられる通知カードの件数ですよ。郵便局から戻ってきたんが304件やったんかどうかということもあわせて、400件ほどあってんやけれども、その間に、今までに何件かとりに来られたり、町に電話かかってきて持って行ってあげたとか、そういう状況もわかればちょっと教えてほしいんですけれ

ども。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 郵便局から返ってきました304件の返戻件数の内訳でございますけれども、宛てどころなしが134件、保管期間経過169件、受け取り拒否1件ということで、合計304件ということで聞いておるところでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） いや、そんなことを聞いたんじゃないかと。町に戻ってからね、郵便局から、戻ってから今日まで、とりに来られたりね、役場のほうに、いろんな、ホームページとか町民の窓とか、また文書を発送するみたいにおっしゃっていたんで、この方々、300何件に対して、それによって住民の方々に届いた件数なんかはわかればお教え願いたいなど、こういうことを申しているんで、わからなかったらいいですよ。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） すみません、追加でご報告申し上げます。先ほど申し上げられなくて申しわけございません。返戻分の処理状況でございます。これから申し上げます数字、合計304にはなりません、ダブっている分もございますが、返戻分の処理状況として情報聞いておりますのが、窓口で交付済みが87件、それから基準日以降の死亡・転出等の異動が23件、それから本人希望による再送が7件、それから連絡文書を町のほうから改めて送付申し上げてるのが245件。

もう一度申し上げます。窓口での交付済みが87件、基準日以降の死亡・転出等の異動が23件、本人希望による再送7件、連絡文書の送付が245件。ただ、今、全部足しましても362件になりますので、先ほどの返戻件数が304ではございますが、ダブっている分等ございますので、先ほどの304件にはならないというところをご理解賜ればと存じます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 私のほうが理解できていないのか、あなたが理解されていないのかよくわかりませんが、今の聞いておるとね。窓口にとりに来られたんが87件ということでしょう。郵便局から戻ってきた分の中にね。私、それを聞いておって、87件にとりに来られていたらそんでいいんですよ。今現在が、あるのが304件やったら304より大きいはずですから、そういうことを聞いておるとね。だから、本来的にいえば、四百何件が戻ったんかということを知っているんですね。それは、また正

式にあしたも文教のほうに報告はあるということなんですけれども、全体に係る、マイナンバーに係る部分の条例のことをやっておいて、その入り口論の話ですんで、やっぱりその辺はきちっと担当課としては把握して、あした、担当課、戸籍・保険課が文教で報告される情報とそごのないように、きちっと総務産業常任委員会にも報告していただきたいなと思いますんで、もう一度確認されて、その資料があれば各委員さんのほうに提供だけしておいていただいたら結構ですんで、わかりやすい表にして送付していただいたら結構かと思います。

それと、前も聞いたと思うんですけれども、このマイナンバーについては行政側はきちっとおくれずにシステム等の準備をされたというふうには思うんですけれども、今般も12月補正でいろんな住民課のほうで写真の認証の部分とか含めて補正予算されていますけれども、こういった税の状況ですんで、各企業がマイナンバーを入れた部分のシステム改善とかそういうものが必要なんですけれども、聞くところによりますと、ちょっと古い情報かもしれませんが、1割を満たずに、そういう準備がそれぞれの企業さん側でされておらないと、準備がおくれているというようなことをよく聞いているんですけれども、本町の場合、工業団地組合なんかも含めて、企業さんのマイナンバーに関するシステムの改善なり対応方、おくれているのかどうか一度聞いておいてくださいよというふうに従前の委員会で言うたと思うんですけれども、その辺についてはどのような状況になってあるか情報を把握されたことがあるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 企業さんにおける対応状況でございます。まず本町、商工会さんのほうに、まず町内、例えば商工会員さん等の状況、お尋ね申し上げたんですけれども、統一的なその調査等はしておられないということでもございました。それで、私ども、一定の何か情報といいますか、状況をつかむ必要があると考えまして、工業団地管理組合さんのほうにちょっと依頼を申し上げまして、会員企業さん、管理組合の加盟事業者さんに簡単な、ご存じでしょうかとか、今対応できていますかというような簡単な問い合わせをさせていただきましたところ、工業団地管理組合の企業さんにつきましてはほとんどがもう対応中と、約半数がもう既にシステム的な対応は完了と、あとの半数が準備中であると、その半分の準備中の企業さんのうちのさらに半分が12月末まで、年内中に対応、あとの4分の1が28年1月以降だけれども年度内に対応予定というような一定のご返事といいますか、まとめいただきましたんで、そういう情報はお伺いしているところでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 結構ですよ。工業団地の管理組合のほうに照会してくださいと仰いでおいたんで。対応済みが50で、あとの残りの年内在半分で、年度内ということですので、4月には管理組合の部分は全部100%準備が整うということでございますので、結構だというふうに思います。

それで、本題に入るんですけども、これでいきますと4条と5条、4条の分は、法定事務については条例制定の必要なしの部分と、法定事務であっても4条の部分で同一実施機関内の庁内連携については条例を制定しなければならないのと、異なる実施機関、町長部局と教育委員会でやる場合も要りますよということだということだということで別表をいただきましたので、これで結構だというふうに思います。

あとは、独自事務について、庁内的に全ての課にきちっと連絡されて、この際、国の言われる税とか社会保障、防災の関係とかいろんな分を利用していきましょうということなんですけれども、庁内的にもこの分を利用して、もう少しきちっとした、庁内の各課の横の連絡がきちっとできるような仕組みに、この分をうまく使ってできる方法があるのではないかなと思っているんですけども、そういうことをもう既に、庁内の中でそういうことを考えてくださいよというような通知をもう出されているんかどうか、ちょっとその辺から伺いたいと思います。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 庁内での状況でございますが、担当者レベル、要は企画課長の命によりまして担当者レベルで数回会議を開いておりまして、まず法的なこういう根拠を説明する中で、本町としてもそういう独自利用に関する定めをつくっていかなければならない、そういうことをまず説明する中で、現状ある例規等を全て洗い出しの上、こういう今後の条例にうたっていくべき項目の洗い出しを既に指示を掛けておりまして、逐次、今上がっておりまして、その例規等、上げるか上げないか等の判断も含めまして内部的に進めておるところでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それと、この図式の、これの一番下段に、今先ほど説明あったみたいに、独自利用事務をやる場合、特定個人情報保護委員会の規則第3号第4条第1項による届け出と認可を必要としますということになっておるんやけれども、庁内でマイナンバーを使ってそういう有効利用すんのに何で認可とか届け出が要るんかね、その趣旨というのはどういうことなんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 本来、この法律に基づきましてマイナンバーが使えるのは、皆様方ご存じのとおり、社会保障、また災害、そういうものに限られておるといふ一定の法律の趣旨がある中で、各市町村、いろんな分野でのマイナンバーの利用が想定されるところでございます。そういうものに対しまして、国ではこういう委員会を設けまして一定その例示を示す中、オーケーなのか認められないのかそういうなんを、一定、今、随時受け付けしておるようでございますけれども、そういうものも今後示されていくと。そうした中、本町が、各事務、項目を条例化したしまして、すんなりこの委員会からオーケーもらえればオーケーなんですけれども、もし、それはこの法律の趣旨じゃない分野だからここには認められないよとなった場合は、内部、庁内での連携に関しましては、使うことに関しましては問題ないんですけれども、よその市町村とのやりとりがさせてもらうことができないというようになるところでございます。ですから、一定、もしこの項目については国のほうからオーケーもらえなくても、庁内でのやりとりは可能であるということでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 先ほどの法定事務の中の庁内連携についても条例が必要ですと。

9条の2項で②のやつ、そうやね。その、条例制定の必要ありで、同一機関内の庁内連携、これ独自事務で横の部分のところへ行ったら本当に先ほどの独自事務が認められなかったら、庁内連携はオーケーやと今いう話やけれども、本当にそうなんか。これでいえば要るんやというふうに私は理解しておるんやけれどもね。それはどういうことですか、ちょっともう一つ理解できませんけれども。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） すみません。条例化することによって庁内での連携は可能になるという、国のその委員会のご判断をいただかなくとも庁内同士での利用は可能という意味でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そしたら、それは条例を制定すれば、条例の中に独自事務を入れておけば庁内連携の分はオーケーで、それはわざわざ先ほどの届け出と認可はしなくてもいいということで、して却下されてもそれはオーケーなんやったら初めからしんでええんちゃうかなと思うたりするんやけれども、それはどうなんですか。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 実際に、流れ的にはそういうことでございます。
条例化をすると。そのうち、基本的には全て国のほうでも認めていただけるとよその市町村とやりとりもできますので、先ほど申し上げましたような転入者に対する利便性の向上という面ではアップするかと思うんですけれども、もしだめやというようなことがあれば、それに関してはA市さんとうちの税の情報のやりとりとかができませんので、あくまでうちの内部でのやりとりしかできないよと。それに関しては、確かに条例化しなくとも、庁外連携ができないのであれば、今までどおり別にマイナンバーを使わなくとも、今までどおり申請いただいて、税情報等のやりとりとかそういうことを今までどおりすればいいんじゃないかというご意見かと存じます。私どもも、今、どういう項目を上げるかというのは、まさにそこを悩んでおりまして、庁外連携ができないものを条例上げて、正直申し上げまして住民さんのメリットがそんな見当たりませんので、そこら辺を今、国でいろんな例示をどんどんされておるようでございます。特に、私ども例えば気にしておりますのが、今、拾い出しの作業をしておりますという話を申し上げましたが、例えば1つの例といたしまして、例えば私どもの上下水道課のほうで施設の改造資金の融資あっせんとかいう制度がございますが、それも一定所得を見せていただいて支援させていただくという制度があるんですけれども、こういうものが果たして国でいうところの社会保障なり災害とかそれに合致するかというところら辺が、正直、私ども、今よく見定めた上で国へ申請しなければならないと思っておりますので、例えばこういうものは申請してもだめよということなれば条例にうたう必要もないのかなと。あえてメリットが見出せないということで。ただ、こういうものもオーケーやというような方向づけが出れば条例化にも入れていきたい、そういうところら辺をちょっと十分見定める必要がありますことから今の時点では条例化しておりませんが、そういうところの状況をしっかりちょっと今後見定めていく中で条例にうたう項目をしっかり整理していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 今の段階で庁内連携もしていますよというような事務がありますと。それは本人さんの同意を得て個人情報を出しているということですね。それを、許可を、認可を受ければ、庁内であっても庁外の自治体ともできますよと。ただ、認可を受けなければ、条例化しときゃ庁内のところ、本人の同意なしにもそういう事務がスムーズにいきますよという、条例化しておけば庁内連携はできますよと。その辺のことも含めてどういう対応をこれから、他の自治体なり、国のこの特定情報の保護委員会ですか、の

状況も見ながら、各自治体がそれずっと独自事務をぼんと申請していったら膨大な認可の手續の件数になるかと思うんで、そういうようなものは本当に物理的にいけんのかどうかわかりませんが、29年7月までのことですので、もう少し研究されてまた委員会にもきちっとした報告をいただいて、29年の早いうちに、29年度に入るんじゃないなくて、29年の早いうちか28年の間にこの部分について独自事務のほうがかちっと条例化に項目が上がってきて、住民福祉の向上につながるようなものになれば一番望ましいんだと。内部の中であればそういう情報が漏れるとか云々かんぬんのことはないわけで、その辺も含めて十分な、研究やね、まだこれからいうたら研究をしていただきたいという要望をして終わっておきたいと思います。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかに質疑はございませんか。安本委員。

○委員（安本 修） 以前に、マイナンバーについて、今後は企業も必要やというふうな形になっていくんで、セキュリティーの面でこれは絶対安全・安心ですと、絶対大丈夫ですという、漏れたりしないということはない、考えられないと、不安があると、残るというふうに答弁されていましたが、その点は変わらないんですか。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 宇治田原町役場ということでよろしい。

○委員（安本 修） マイナンバー一般です。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） まず、宇治田原町役場といたしましては、これまでよりご説明申し上げましたように、外部と遮断された環境で使うとかそういうこと、そういうセキュリティー対策を申し上げてきたところでございます。今後、番号が各個人さんに通知され、例えばお勤めの方ですとその中身をお勤め先の企業さんのほうにお出しされたりするんですけれども、そのセキュリティーとかにつきましても企業さんなりそういうところでしっかりやっていただく必要がございますし、まずは各個人、ご本人様のそういうしっかり取り扱いについても、お取り扱いをしっかりとさせていただきたいと。あくまで個人さんがお持ちの限り、他者に知られないとは、あり得ないかもしれませんが、そういうことも含めまして、個人、また企業さん、役所、全てがそういう取り扱いに注意していくことによって、そういう未然に防いでいくという対応が求められているところでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第71号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するについての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。安本委員。

○委員（安本 修） これまでいろいろ答弁もあり、先ほどもどういふ点がマイナンバーを導入することで便利なところがあるかという話も出ていましたけれども、これは転入時の云々という答弁あったように、メリット、デメリットという点で考えたら、マイナンバー導入については、住民にとっては漏えいしていく、漏れていくという点での不安が払拭できていないというのが今の現状やと思います。そういう点で、この導入そのものを、もちろん法律で決まったことというふうに言われればそうなんですけれども、この条例については反対をいたします。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手多数。よって議案第71号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第72号、宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第72号について説明申し上げます。

議案第72号、宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる一元化法の一部規定が平成

27年10月1日から施行され、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、追加費用対象期間のある共済年金について、厚生年金と同様に取り扱うこととするなど、その他所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては山下理事から説明申し上げます。よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） それでは、ただいま、議案第72号、宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定についてということで、今、副町長のほうからご説明をさせていただきましたけれども、少し詳細的に説明させていただきたいと思います。

お手元のほうに、議案第72号の後ろに、議案第72号の資料としてつけさせていただいております。これ見ていただきましてお願いをしていきたいと思います。

今もありましたように、いわゆる一元化法を図るための法が変わったことによりまして、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に規定する共済年金が厚生年金保険法に規定する厚生年金に統一されたと、こういったことによりまして本条例の改正をお願いするものでございまして、内容といたしましては、今申し上げました、共済年金あるいは厚生年金に、共済年金が厚生年金に統一されたということでございまして、同一の理由について、他の法律に基づき障害厚生年金その他年金が支給されるとき調整に係る規定の改正ということと、それとその他の改正でございます。

改正の1つには、一元化法の附則第41条第1項及び第6条第1項でございますけれども、これにつきましては、追加費用対象期間を有する者、国家公務員共済制度の創立昭和34年、または地方公務員共済制度の創設昭和37年以前に在職期間のある者に係る一元化法の施行日後に新規の裁定される共済年金、これのことを指すわけでございまして、それによる障害共済年金及び遺族年金については厚生年金としての調整の対象ということになったことでございます。

それと、その他所要の改正を行うということで、特にこの内容は文言の整理と、あわせましてお願いをしております条例中の中に表をうたっておりますけれども、法が改正によったことによつてこの表を移動をかけましたので、その内容についてその他の改正ということをお願いをしていきたいというふうに思います。特にその支給の内容が大き

く変わっているということはなしに、特にそういう一元化法によって共済年金が厚生年金に統一されたと、こういうことで今回条例の一部の改正をお願いするものでございまして、よろしくご審議を賜り、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第72号、宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第72号、宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第73号でございます。

議案第73号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するにつきましても、先ほどの議案第72号と同様に一元化法の一部規定が平成27年10月1日から施行され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、追加費用対象期間のある共済年金について、厚生年金と同様に取り扱うこととするなど、その他所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては山下理事から説明申し上げます。よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） それでは、議案第73号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて、ただいま副町長のほうからご説明申し上げましたが、詳細についてご説明を申し上げたいと思います。

この条例改正につきましても、別添に条例の概要というものをつけさせていただいております。その資料を見ていただきまして、これをもとに説明をさせていただきたいと思います。

これにつきましても、先ほどご審議なりまたご可決賜りました、消防団員、これも同じく一元化法の施行によりまして共済年金が厚生年金に統合されて、そうしたことにより改正するものでございまして、先ほどと同じように、まず(1)では、先ほど申し上げました一元化法の附則第41条第1項及び第6条第1項の規定、これは先ほどご説明させていただいたところでございますけれども、それは同様の取り扱いということになっておりますけれども、この消防団員等公務災害補償条例の中にはもう一つ項目がございまして、第11条の2に規定する公務上の災害に係る年金たる損害補償が支給される場合にあっては従来と異なる調整費を用いるということになりまして、特に消防団の場合についてはそういった公務上、生命または身体に対する高度な危険が予測されると、そういう状況下においては今申し上げました調整率を上げていくということですね。特に火災の鎮圧、または暴風、豪雨、洪水ですね、それと、本町には該当しないですけれども高潮とか、あるいは今後予想される地震、また津波その他の異常な自然現象、もしくは火災の爆発その他のこれらに類する異常な事態の発生における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのための公務上の災害を受けた場合ということ、これはもともと宇治田原町の消防団員等公務災害補償条例の第18条2があったわけでございますけれども、そういった場合に、今回、消防団の場合については危険な要素があるということで、その調整率が改正をされております。それと、その他の所要事項でございますけれども、所要の改正でございますけれども、これも先ほど申し上げましたように文言の整理と表の条項をいらうべく、国のほうに合わせて改正をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

よろしくご審議賜り、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第73号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第73号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは議案第74号です。

議案第74号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地方税法の一部改正に伴い改正法等に合わせて本条例について所要の改正を行うものでございます。この条例は6月議会に提出し、9月議会で取り下げたものを一部追加修正するもので、主な改正内容は、軽自動車税のグリーン化特例の導入やたばこ税の特例税率の廃止、徴収猶予制度等の見直しに係る規定整備などを行うものでございます。

詳細につきましては馬場会計管理者から説明申し上げます。よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） それでは、私のほうから宇治田原町税条例等の一部を改正する条例の制定について、その詳細についてご説明をさせていただきたいと思います。

本条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、改正法等に合わせて宇治田原町税条例等の一部を改正するものでございますが、先ほど副町長のほうからも説明がありましたように、6月定例議会で提案、その後、継続審査となっておりましたところ、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年9月30日付で公布されたことに伴い、改正内容に新たに改正を加える必要が生じたことから、9月議会におきまして事件の撤回請求をさせていただき、お認めをいただいたところでございます。

今回、この改正内容を盛り込むとともに、平成28年4月1日を施行日といたします猶予制度の見直しに係る所要の規定整備を加え、再度ご提案をさせていただくものでございます。

お配りをいたしております町税条例等の一部を改正する条例概要、A4の2枚物ですが、そちらのほうをごらんいただけますでしょうか。

まず1番目に、猶予制度の見直しに係る所要の規定整備でございます。

改正内容でございますが、平成27年度の地方税改正によりまして、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの見直しが行われまして、一定の事項につきましては当該地方団体の条例で定めることとされたことに伴いまして、所要の規定整備を行うものでございます。

主な内容といたしましては、分割納付の方法を毎月とするほか、徴収猶予の申請期限を納期限の6カ月以内、また、担保の徴収基準を100万円を超える場合とするものでございます。

また、徴収猶予や申請による換価の猶予の申請手続等を定めております。

なお、本町は京都地方税機構に加入しており、猶予制度は地方税機構と連携して事務を取り扱うこととなります。したがって、構成する各団体が統一した条例内容でない京都地方税機構の猶予制度の対応が困難、複雑となるため、京都地方税機構で取りまとめた内容といたしておるところでございます。他の構成団体におきましても、もちろん同じ内容で上程をしているところでございます。なお、京都地方税機構で取りまとめた内容は、国税に準拠する形となっております。

この施行日は、先ほども申し上げましたように、平成28年4月1日となるところで

ございます。

続きまして、2番、番号法に係る所要の規定整備でございます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に係る所要の規定整備を行うものでございまして、資料に列挙させていただいておりますように、第36条の2、「町民税の申告」から附則第10条の3の「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」の合計11条におきまして、各条に定める諸様式等に「個人番号又は法人番号」等を追加するものでございます。

先ほど申し上げましたように、6月定例会で提案、その後、継続審議となっておりましたところ、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年9月30日付で公布されたことに伴いまして、9月議会におきまして事件の撤回請求をさせていただき、お認めをいただいたところでございますが、撤回前は、第2条におきまして、納付書または納入書に法人番号を記載することとなっておりますが、地方税法施行規則の一部を改正する省令では記入しないことに改められましたところでございます。従いまして、第2条の改正規定を削除いたしましたものでございます。

施行日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、すなわち平成28年1月1日となるところでございます。

ページを1枚おめくりいただきまして、住宅借入金等特別税額控除の対象期間の延長でございます。

条文は、附則第7条の3の2でございますが、改正内容は、住宅借入金等特別税額控除につきまして、対象期間を「平成29年12月31日まで」から「平成31年6月30日」まで1年6カ月延長するものでございまして、施行の日は公布の日となっております。

4番の個人の住民税の寄附金控除に係る申告の特例制度の導入でございます。

条文は、附則第9条、第9条の2となっております。

本件は、いわゆるふるさと納税のワンストップ特例でございまして、確定申告を行わない給与所得者等の個人住民税におきまして、課税市町村に対する寄附金税額控除申請を、寄附先団体が寄附者にかわって行うことを要請できることとするものでございます。

施行日は、公布の日でございます。

5番でございます。地方決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を固定資産税にお

いて導入するものでございます。

条例は、附則第10条の2となっております。

改正内容は、地方税法で定める特例措置の課税標準額等の軽減の程度を、地方団体が条例で決定できるようにする地方決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例を、次の固定資産税の特例措置において導入するものでございまして、1つには、都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準額を5分の3に、特定都市再生緊急整備地域の場合は2分の1でございまして、2つには、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額を3分の2に減額するものでございます。

なお、特例措置の割合につきましては、いずれも地方税法附則第15条各項等に示されております参酌基準割合に基づき……

○委員長（谷口重和） 馬場課長、時間がかかんねやったら座って。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） よろしゅうございますか。

参酌基準割合に基づき規定を行っております。

施行日は、公布の日となっております。

6つ目に、軽自動車税のグリーン化特例の導入でございます。

条文は、附則第16条でございます。

改正内容は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものにつきまして、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例を導入するものでございまして、平成28年度に限り、表にも掲載させていただいておりますように、排出ガス性能及び燃費性能に応じまして75%から25%の税率の減額を行うものでございます。

施行日は、公布の日からでございます。

7つ目に、たばこ税の特例税率の廃止でございます。

条文は、附則第16条の2でございます。

これまで、旧3級品の紙巻きたばこに係る町たばこ税につきましては特例税率が用いられておりましたが、これを廃止するものでございます。

実施時期については、ごらんの表にも記載させていただいておりますように、激変緩和の観点から平成28年4月1日から平成31年4月1日までに4段階で行うものでございます。

施行日は、平成28年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議賜り、ご可決いただきますように、よろしくお願いいたします。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） 最初の猶予制度の見直しに係るというやつで、それまでは地方税法の猶予制度を使ってそれぞれの市町村がやっておられたやつについて、今回統一しましょうかということで、地方税機構のほうでね。これ、国準拠で今後いきましょうということなんでしようけれども、それまでそれぞれ自治体独自でこういう猶予制度持っていましたよというような、25団体であれば、そのほうが国準拠よりやや納税者の猶予については融通をきかせていましたよと、そういう情報はあるんかどうか、まず。それについて国基準どおりやっていたよというのが、本町の場合どういう状況だったのか、この2点について。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） ご答弁申し上げます。

これまでの猶予制度につきましては、京都府下において実績がございますのは、福知山のほうの災害のときに猶予制度の対応があったということでございまして、ほかの市町村について、本町も含めまして、この猶予制度を用いた実績はございません。

それにかわりまして、分割納付という形でどこの市町村でも、これは民法上の規定を適用するわけですが、そちらのほうの適用で分割納付をしていただいたというのが実情でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 猶予のやつは、今、災害のところでありましたよと、それぐらいですよと。分割については、それぞれ独自で何回分割、税額をね、今回の場合は毎月でできますよとかいうことだと思うんですけども、3回分割にしましょうとか5回分割にしましょうとか、そういう分を民法に乗っかってやっておった。本町の場合は、民法ですけれども、どういう状況で……。例えば10万円ぐらいの納付額があれば、どういう分割にしてあげてはったんかね。払いにくかったらどういうふうにされていたんか。今度は国基準の国税の準拠ですから、民法から国税の分割納付になるんでどのような形に変わるんか、ちょっと本町の状況だけ知らせていただければと思います。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） 具体的には地方税機構のほうで行っておりますので、どういった、具体的に例えば10万円の場合ならどういう分割方法をしてい

たかというようなことについては情報として持ち合わせておらないんですけれども、常に納税者の立場に立って払える範囲内で、まず未納税額とその方の所得等に応じて払える額というのを基準に毎月の限度額を定め、分割納付をしていただいたというふうには聞いております。実際どれぐらいの分割の申請があったかということでございますけれども、税機構創設、22年から始まっているわけなんですけれども、書面による申し立てが44件でございます。これ、分納が1年で終わればいいんですけれども、また残って次に繰り越していくということがございますので重複的な数字ですが、5,422万8,000円が対象となっております。それから、口頭により分納を認めた事案といたしましては、分納納付を申し立てた者の人数は延べ215人でございます。合計額に、金額にいたしましても、これも随時、翌年度に送られていき重複する数字ですけれども、1億1,243万6,000円という形となっておりますのでございます。いずれにしても、それぞれの滞納者の生活状況、所得状況に応じまして分割納付は払える範囲内で適用していただいているということを知り及んでいるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それはもう少しきちっと税機構が、今こういう状況でやっておられますよと、22年以降ね。22年以前は町でどういう状況で分納を認めていたのか、滞納になった分についてはどうしていたのか、本年、当該年度分の分についてはどうしていたかというのをやっぱりきちっと税務課長さんからお聞きして、それが22年以降こういうぐあいになってきましたよと、財産を有する人でしたら差し押さえもしますけれども、どうしても無理な方については分納方式でやっていただいたと、その額が今おっしゃったように1億1,200万ほどありますよと、こういうことですね。それが今後どのような形に変わるんかね。国税の徴収の基準でいえば、今の分納方式、民法によって分割しておったやつを国税徴収法によればどういうふうになりますかと、こういうことをきちっと、向こうに行くについて統一しておくということですから、ここで条例化するんですから、ここで向こうの話じゃなくてこっちの話をしてもらわないとね。もう少し丁寧なわかりやすい説明というのがあってしかるべきかなと思うんですけれども、いかがですか。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） ご指摘については、ごもっともなことだというふうに存じるところでございます。しかるに、実態的にこういう制度の条例化を各

市町村がいたしましても、現実的には今まで行われていました分割納付制度の対応がほとんどではないかというふうに存じておるところでございます。ただ、災害等の場合には、今回条例化いたしました猶予制度のご利用があるのではないかというふうに思っておるところでございます。地方税機構との情報連携につきまして十分今後努めることによりまして、今申し上げていただいたご質問等に答弁できるように対応していきたいというふうに思うところでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） いや、それね、今、質疑が終わったら討論して採決するわけで、この前の一般質問にもありましたけれども、国保の滞納についてどうの、云々かんぬんの話ありましたですけども、今の現状が、税機構に移管する前の22年以前の、以前というか21年以前ですね、それで22年以降という話ですね、その状況を見ながら、住民の側に立った納付しやすい環境をつくっていきましょうという答弁があったと思うんですけども、それじゃ、今言うている、今度28年度から、28年4月1日からこういうふうに変えますよと、統一基準に税機構に加入しているところは全部そういうふうに変えていきますよということになれば、国基準になれば現行制度がどうなんのかというのをきちっと説明してもらわないと、納税義務者の立場からすりゃ、どうなるんか、画一的にそういうふうに機械的にやられるんかどうかという話になってしまうんで、それは条例が通りましたんでそれを受けて税機構がやっているだけなんですよというふうに言われるんで、今議論しておかないと、丁寧な説明して、こういうことが、民法上のやつが国税徴収法に準拠してこうなるんですよと、こういうふうに言うてもらわん限り、この前の一般質問の答弁のような部分を突っ込んだ話にしないと、私どもとしてもこの条文だけ読んでおってもわからんわけで、だから今言わせてもうたみたいになんか1,200万の滞納分が215人いらっしゃいます、この方についてどういう手続をして今後やっていくのか、今の制度から国税の準拠になればきつくなるんか、どうなるんか、その実情に応じてやられるんかというところの辺をきちっと説明していただかないと。ただ、そらどっかの基準を示さないと、感情で、気持ちで税金の徴収みたいなんはいけへんで、それをやっぱりはっきりしておいてもらわないと、この前の一般質問のような形になってしまって感情論になってしまいますんでね。私が聞きたいのはそうじゃなくて、こういうことなんですよと、それは25の市町村、京都加入の方々の市町村が統一してこういうふうにやっていきましょう、一番は滞納の処分の仕方ですよ、これね。説明できますか。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） 今回、猶予制度の条例化を国準拠として創設したわけなんですけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたように分割の方法を毎月とすると、それから徴収猶予の申請期限を納期限の6カ月以内に定めると、また、担保の徴収期限を100万円を超える場合とする等々の定めをしたわけなんですけれども、この辺について国税準拠という形で、地方に委ねられてある分を国税準拠で新たに条例改正を、条例としては設けたわけなんですけれども、そのうち今回新たに創設されましたものが申請による換価の猶予制度でございます。今までは職権による換価の猶予制度しかなかったものが、今回、滞納者の申請に基づく換価の猶予制度ができたところでございます。先ほども申し上げましたように、この制度ができましても、やはり納税者との納付のご相談という場になると、実質的にはこれまでどおり民法規定で分割納付というほうが納税者にとっても納めやすい状況になるのではないかというふうに思っております。今回、徴収猶予制度を条例化いたしまして、ただ、災害等とか、事業を営んでおる方が事業が継続が困難になった方とか、そういった方については申請による手続が可能となりますので、これまでは職権等でしか対応できなかったものが本人の申請意思に基づいてすることができると、その辺が大きな違いになってくるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） いや、もう一つ理解でけへんけれども、新規に、申請によって、換価の猶予申請手続ができますよと、1つ職権ではあんとやって、もうぎりちょんにやっってしまうよりは、そういうことで納税義務者の意思が反映されるんだろうとは思いますが、分割納付について、毎月分割にしますよと、それだって期限が切れたときにどうするんかと。どうしても6カ月分割にしましたという部分で、6カ月たってしまったらどうなるんかというところですよ。国税の部分でいえば、それはそういう処分の手続に入っていきますよということになるんだろうというふうに思うんですよ。今まではどうしていたんかというのを聞いておかないと、そこなんです。この前の一般質問では、町の国民健康保険なんかその中に入りながらということなんでしようけれども、答弁の内容としてはね。ただ、そんなん入ると、せつかく事務委任みたいな形で広域連合みたいなんつくってそこに移管してあるやつを、また町のものが入って屋上屋重ねるみたいで調整に入るんやったら、そんなもの初めからやっときゃええだけで、入らへんたらええのでね、そういうことを言うとそういうきちとした手続ができなくなる

ので、やっぱり任すんやったら任すで全面的に任しときゃいいわけですよ。そこに任したら同じことですから、そいは広域連合という1つの特別地方公共団体になってあるんやから、そこでやってもうたらええわけですよ。ごちゃごちゃこっちの分が、本町が口出さんなんことじゃないですよ。ただ、やるときに、移管するときに真剣な論議をしておくほうがいいですよと言うている。だから曖昧な答弁じゃなくて、今の制度が、こういうようになっておったやつが、今度はこういう条例改正によってこうなるんですよと言うていただかないと、なかなか今の答えではちょっとわからないですね。民法上が国税になったらどうなるんやというところをね。納税義務者にとってはどうなるんかと、納税者にとってはね。その辺だけもうちょっと、もうしつこくは言いませんけれども、もう一度だけ答えてください。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） 明確な答弁ができなくて申しわけございませんです。

まず1つに、これまで例えば徴収の猶予でございますと、どのように分割をするのかというところが定義がされておりました。ここの定義を市町村に委ねられるわけなんですけれども、それは例えば3カ月に1回の納期限を設けるのかとか毎月設けるのかと、そういったところで市町村でそこは定めるというふうになったところでございます。それを毎月に分割するというふうに改正が行われたところでございます。

それと、先ほど申し上げました、徴収、換価の猶予でございますね、これが職権でしっかり今まではできなかったものが滞納者の申請によりすることができる。

それから、換価の猶予なりの担保を提供しなければならないんですけれども、今までは国税徴収法ですと50万円でございます。それが、国税のほうは今回100万円にその額を上げてまいりまして、市町村のほうもその額については額を市町村で定められるということになっております。その部分につきましては税機構統一いたしまして100万円と、基準に、国税に準拠するといった等々の改正が行われているところでございます。

○委員長（谷口重和） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第74号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。安本委員。

○委員（安本 修） この条例案ですけれども、軽自動車税のグリーン化を含めて、これは導入を含めてこれは賛成できるんですけれども、やっぱり番号法ですね、これが規定整備がされているということで、番号法についてはかなり不安を払拭できないというそういう点がありますので、反対いたします。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手多数。よって議案第74号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号、京都地方税機構規約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは議案第76号です。

議案第76号、京都地方税機構規約の変更につきましては、平成28年度から京都地方税機構が処理する事務に新たに軽自動車税申告書等のデータ作成及びこれに関連する事務を追加するため、その規約の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては馬場会計管理者から説明申し上げます。よろしくご審議賜り、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） それでは、京都地方税機構の規約の変更についてご説明をさせていただきたいと思っております。

軽自動車課税事務の共同化の概要についてという1枚物の資料をお配りしていると思っておりますけれども、そちらのほうをごらんいただけますでしょうか。

これまで、京都地方税機構におきましては、徴収業務、法人住民税について、京都市を除きます府下25市町村及び京都府が共同で事務を進めてきたわけでございますが、平成28年度より軽自動車税課税事務の共同化を行おとするものでございます。

まず、1つ目の共同化の概要、(1)地方税機構業務でございますけれども、これまで構成団体が行っていた申告のデータ化を、28年4月からは地方税機構が行い構成団体へ提出をいたします。申告書の受付・審査業務等におきましては、新税の創設も踏まえ、より効率的に実施できるよう見直すこととされておるところでございます。

これは、自動車取得税が平成29年3月をもって廃止されますので、この廃止後の新税創設が29年4月から叫ばれておるところでございますが、その内容等が現時点では不透明なところがございますので、それが明確となった来年度以降に調整を図ろうとされているところがございます。

次に、(2)構成団体業務ですが、まず申告の受付・審査、地方税機構に移管されるまでの間は、構成団体が引き続き実施をいたします。実質的には任意団体の京都地方税協議会が実施をしておるところでございますが、あと意思決定、税額決定なり、減免、不服申し立て等、次に収納業務、収納管理、還付充当、納税証明等となるものでございます。

2番目の(1)共同化の体制等、平成28年度についてでございますが、職員1名を現行体制の中から捻出、受付業務の共同化時には再整理することとされておるところでございます。

3番目の経費及び分担の方法、平成28年度、(1)経費でございますが、約2,000万円で、業務量から試算した現行経費約5,000万円に比べて約3,000万円の削減効果が見込まれるところがございます。

なお、本町の共通経費の現行経費は約127万円と試算しているところがございます。ページの裏面をごらんいただけますでしょうか。

分担方法ですが、個別の構成団体のみに基因する経費は、それぞれの団体が負担することとされており、共通経費につきましては、現行経費分担方法の考え方を基本として、基本負担額5%、人口割額47.5%、申告書等処理件数割額47.5%の6分の5、調定台数割額、原付等を除きますが、47.5%の6分の1で算定されることとなるものでございます。本町の負担額を算定いたしますと共通経費が19万4,000円、共通外経費、これは申告書等の郵送経費でございますが、4万円と試算されておるところでございます。

先ほど申しあげました共通経費の現行経費の試算額約120万円と比較してかなりの削減効果が見込まれるところがございます。

4番、規約の変更でございます。これらの事務を京都地方税機構で行うためには、京都地方税機構の規約を変更することが必要となってまいります。規約を変更するには各

構成団体の議会の議決及び総務大臣の許可が必要となってまいります。したがって、今議会におきまして、広域連合が処理する事務、広域連合作成する広域計画の項目及び広域連合の経費の支弁の方法についてに改正を加えた京都地方税機構規約の変更についての議案を提出させていただいているところでございます。

(2)でございますが、共同化事務のうち受付業務等につきましては機構では業務内容が明確化された時点、平成28年度中を目途に規約の追加変更を行う予定としているところでございます。

5、今後の予定でございますが、12月議会におきまして各構成団体の規約変更の議決をいただきましたら、平成28年1月に総務大臣への規約変更許可申請、2月に規約変更許可申請の許可、機構2月定例会で広域計画の変更、4月より申告書のデータ化という流れになってございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） この分担方法の算式について、これ大きな税目の法人税割とか町村の町民税とか市民税の割合の分と同じような算式になつとるやというふうに思うんやけれども、この軽自の分でいえば、前も言いましたけれども、基本負担額とか人口割額とかそんなものが入ってくることなく、この申告書等の処理件数と、まだしも課税の台数割みたいな分で調定額で案分しておくとかね、そういうなんでもいいと思うんやけれども、その基本負担額とか人口割額が入ってきておるといのは税機構に聞いて何でやといのは聞いていただいたでしょうか。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） 先般の11月24日の議会閉会中の総務産業常任委員会のほうで、稲石委員のほうよりそのようなご質問を頂戴いたしましたので、京都地方税機構のほうに確認をしたわけなんですけれども、軽自動車税の課税業務の経費負担につきましては、現行の他の業務、滞納整理と法人税関係でございますね、こちらの負担割合を基本としていると。おっしゃっておられます人口割額につきましては、機構設立時から団体の規模に応じた負担も一定必要との考え方から負担の指標として取り入れられているところであると。機構の他の業務の負担割合につきましても同様となっておりますので、その指標を取り入れられているものというような回答でございます。

た。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 前にも言いましたけれども、この5,000万が2,000万になるんやね、全体で。4割になるんやね。うちが127万円やから4割やと50万8,000円ですよ。それが実際は23万4,000円になっておるんやから半分以下になっておると。それは何でやというたら人口割と基本負担割があるからやね。だから小っちゃいところは逆のスケールメリットで得していると、人口の多いところはたくさん払わんな。何でというたら47.5%も2,000万のうちの割合のところを持っていくからやね。だからそれは、当初の団体の規模を配慮して、大きいところが税機構に入ったときに、余計目に申告書の割合とか調定額の割合を47.5にしておいたら人口割のほうがふえよるから、そっちのほうのウエートを大きくして大きい団体に余分な多目の負担をしましょうというふうに決まってるねやと、先ほどの話やったら。それはそれでそのときに決めはってんやから。そのことによって宇治田原は50万のところは23万4,000円になってあんねやから、それ以上のことは申しませんが、その辺についても議論は必要なんかなと思います。

1つだけ聞いておきたいのが、この表の一番最後のページ、これの、条例のほうの新旧対照表の備考欄の3ページの一番下の3番目の、「第3項に規定する経費及び申告書等処理件数に応じた事務量の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める」とありますね。これ定めたやつ、読まはったことある。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） 正直申し上げ、見ていないです。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それがかっちのほうに戻ったら、その経費の額と処理件数の部分についてどういうふうに分けられているかというのをこれで細かく決めておると思うんで、その辺を理解していないと先ほどの僕の質問には答えられへんわけよ。やっぱりそういうところも担当課やったら当然見ておいて、そういう広域連合に移管してある事務についてどういうふうに分かれてんのかなと、本町の部分として反映されてんのかなというようにきちっと読み取らんと僕らに説明できんようになるからね、また一度目を通して、またどういうことが決められてんのかということも含めて資料提供を願えればと思います。以上で終わります。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ほかにないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 異議なしと認めます。

議案第76号、京都地方税機構規約の変更についての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。安本委員。

○委員(安本 修) 先ほどの議論でもありましたけれども、事務の効率化、これは当然賛成できると思います。ただ、以前からの議論の中でもそうでしたけれども、住民のやっぱり実態把握、そういう点ではかなりこれは税機構に移管することによって希薄になるんじゃないかなというふうに私は考えます。そういう点から反対いたします。

○委員長(谷口重和) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ほかにないようですので、直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(谷口重和) 挙手多数。よって議案第76号、京都地方税機構規約の変更については原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管課分に係ります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、第3四半期の事業執行状況(変更)についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。まず最初に、総務課所管について。山下理事。

○理事兼総務課長(山下康之) それでは、平成27年度第3四半期の事業執行状況ということで、総務課に係ります分についてご説明を申し上げたいと思います。

閉会中の常任委員会の中でもご報告を申し上げてきたところでございまして、お手元の資料の赤い字で表示させてもらっている事業の完了とか、また今後の計画、こういった点についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、1枚目の事業名1、地域防犯推進事業でございますけれども、12月22日には年末の防犯パトロールの実施をいたしたく考えているところでございます。小学生、子どもたちが、2学期のちょうど終業式がこの日にあるようでございますので、子どもたちがちょうど2学期を終えて帰る途中にパトロールを実施したく、防推協、あるいはまた田辺署のお力をいただいてパトロールをしたいというように考えております。なお、

宇治田原小学校には騎馬隊のほうも来ていただけるということですので、またよろしくお願いをしていきたいと思います。

それから、次に1枚めくっていただきまして、事業名7の多機能消防資機材整備事業ということで、これにつきましても所管の委員会からもいろいろとご指摘をいただく中、早く配備ということで、11月13日にはチェーンソーの配備を各支部に2台、配備を既にさせていただいております。それと、きのうでございますけれども、多機能消防車両の引き渡しということで、これについては第1分団第1部、南地域にきのう無事引き渡し式をいたしまして、そしてその後、取り扱いについて分署で訓練も受けていただいたところございまして、町議会のほうからは谷口委員長にご出席を賜ったところでございます。

それから、同じページの11番でございますけれども、職員能力向上プログラム構築事業でございまして、これについても順調に進めてまいりまして、12月25日に面談の研修をいたしたく考えているところでございます。主に管理職を対象に研修をしたいというふうに考えております。

それから、12番の事業名、災害時応援協定ということで、これは、ちょっとご報告もさせていただきましたけれども、JA京都やましろさんと災害時における避難所等施設利用に関する協定ということで、11月2日に締結をさせていただきました。なお、東エリアのほうでは、岐阜県の池田町さんと既に協定も議会のご理解を賜って行っているところでございますけれども、西日本エリアについては模索中でございます。その前に、議会の所管の委員会から、特に副議長のほうからもいろいろとご指導いただいたところでございますけれども、まず、京都府内では全ての自治体との応援協定しておりますけれども、宇治田原町は滋賀県の大津市あるいは甲賀市のほうと隣接もいたしておりますので、遠いところも大事だが近いところもということで、今現在、滋賀県の甲賀市さんとはいい関係の中で事務のほうを進めさせていただいております、うまくいけるようでしたらまた議会のほうにもご報告をさせていただきたいと、このように思っております。

それから、ページめくっていただきまして、最後、事業名13、消防団員装備拡充事業ということで、これも地域創生の中で前倒し事業ということで、ご理解を賜り進めてきたところございまして、11月24日には全消防団員に安全靴の配備と、それと活動作業服でございますけれども、これ11月30日に全団員に配備をいたしまして、12月の年末警戒を27日から行う予定をさせていただいておりますので、このときから

新しい作業服で対応していただこうかなと。今、従事するときにももちろん作業服で出ていただきますけれども、色合いのほうもちょうど紺色にオレンジを入れておりますので、非常にわかりやすいかなというふうに思っております。また、消防団長のほうから、せんだって幹部会の中で、いい作業服、また安全靴を購入していただき非常に感謝すると、そういった中で消防団員、しっかりと身を引き締めて消防団活動に当たるようにということで、訓示もいただいたところでございます。

それから、最後に事業名14の総合教育会議でございますけれども、11月5日に第2回目を行ったというところでございます。

以上が事業執行状況の総務課に係ります内容でございます。よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 12番目の災害時応援協定の池田町との関係ですけれども、きちっとしたマニュアル書をつくってくださいと言うておりますけれども、その辺の進捗状況をお聞かせ願いたく存じます。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご質問でございますけれども、池田町のほうにも議会からのほうもそういったお声も入れていただいているようで、向こうも真摯に今しっかりとやっけていただいているところでございまして、今現在、お互いの洗い出しを再度チェックしているところでございまして、災害の規模に応じてその中でどれだけ一堂に搬出なり搬入できるのかというあたり等あわせまして、以前からも副議長のほうがおっしゃっていましたように、1年間の事務事業の中でお互いにどういった事業が、例えば来ていただける事業、あるいは行く事業、こういうあたりもちょっと今、緊急の課題という認識はしているものの、洗い出しも今している中でございまして、せんだって本町の防災訓練に池田町の総務部長さんが来ていただいたということで、非常にそういった間をいい関係でつくっているわけでございますけれども、それ以外のお互いの事業についてもお互いのいい関係もつくる中で、どんなところにお互いにこれは参加する、しない、あるいはこれは来ていただく、来ないと、こういっためり張りも大事なかなと。特別なことを除く以外はそういうことも大事なかなということで、そういった面の洗い出しをする中でいいマニュアルができたかなというように思っておるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それは一定のめどをきちっと設定されて、作業の相互のマニュアルの洗い出しなりその辺をきちっとする中で、事業取り組みも共通認識に立たなければなりませんので、そういったこともしていただきながら早目にマニュアルを策定していただきたいと思います。

それで、次には14番目の総合教育会議ですけれども、この前のちょっと一般質問でもございましたけれども、第2回目が11月5日で今度は1月下旬やということで、今年度はその第3回目で打ちどめなんでしょうか。教育大綱、大綱を策定するについて、今年度中に策定するとなれば、この3回目でおおよそきちっと概要が整うてできるかどうか、3月末までにはもう一回ぐらいせんのかどうか、その辺の状況を含めて説明願いたいと思います。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまのご質問でございますが、せんだって11月5日に第2回目の総合教育会議を開催して大綱的な形でのお示しもする中、お互いに、今、その内容等についても検討もしていただいておりますけれども、予定としては1月にもう一度開催して3月に大綱をまとめていくというような計画は持っているものの、せんだってから議会の中でも一般質問でもいろんなそういった質問の中にもございましたので、私は、1月下旬には予定しているけれども、3回目をすれば終わりというようには思っており、いろんな課題も見えてきている部分もございますし、また、幅広い中、検討しなければならない事項もございますので、次の3回目をすれば終わりというんじゃないし、もう少し回数を重ねて宇治田原町の教育の大綱らしいものにしていきたいというようにも考えておりますので、ひとつよろしく申し上げます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 結構ですよ。3月末に大綱をお示しいただきたいというふうに思っておりますので、そのためには回数には制約とかどうか制限をつけずに、いい内容の大綱が策定されればと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、これで日程第2、第3四半期の事業執行状況（変更）についてを終了いたします。

日程第3、各課所管事項報告を議題といたします。

まず、総務課所管の宇治田原町情報伝達システム整備基本構想について、当局の説明を求めます。清水課長。

- 総務課危機管理担当課長（清水 清） それでは、10月、11月の閉会中の常任委員会におきまして、各委員からいただきましたご意見も含め検討する中で策定しました情報伝達システム整備基本構想につきましてご説明をさせていただきます。
- 委員長（谷口重和） 清水課長、時間がかかるようでしたら座ってどうぞ。
- 総務課危機管理担当課長（清水 清） ありがとうございます。

お手元のA4の縦長の冊子のほう、宇治田原町情報伝達システム整備基本構想と横長の概要版のほうを用いましてご説明をさせていただきます。

それではまず、冊子の表紙をめくっていただきたいと思います。

本基本構想につきましては、ごらんのとおり、第1章、総則、第2章、宇治田原町における現在の災害時の情報伝達手段と課題、第3章、宇治田原町情報伝達システム基本構想、第4章、宇治田原町防災情報伝達システム基本計画、この4章立てで構成をしております。

それでは、情報伝達システム基本構想の概要につきまして、4枚物の概要版を用いましてご説明をさせていただきますと存じます。

まず、第1章、総則では、本町の位置や地域特性などから、今後、本町におきまして想定されます災害を鑑みまして、防災に係ります情報伝達システム整備構想を策定することを目的に構成をしているところでございます。

その中の地域特性では、気候につきましては京都府南部の瀬戸内海型の特性を示しております、春から初秋までの暖候期には多量の雨が観測されるところでございます。

その下、災害想定でございます。災害想定では、地震災害は本町の近くに活断層があり、大規模な地震となる可能性がございます。大きな影響が想定される地震につきましては、申しわけございません、冊子の6ページのほうをごらんいただきたいと存じます。6ページの上のほうでございます。ivの大きな影響が想定される地震ということで、上からぼつで示しておりますけれども、奈良盆地東縁断層帯地震、また木津川断層帯地震、和東谷断層地震、生駒断層帯地震、こちらが本町での被害想定といたしましては震度6強となっております。また、その下、東南海・南海トラフ巨大地震につきましては震度6弱となっております。

すみません、先ほどの説明につきましては概要版のほうに戻っていただきまして……。

失礼しました、概要版のほうの災害想定が一番下の部分でございます。土砂災害につきましては、土石流危険溪流、準ずる溪流が合わせて120カ所ございます。このようなことから、防災情報伝達手段の必要性と災害に強い安定性の高いシステムの必要性から、本町におきましても、下でございます、安全性、速報性、正確性、一斉性等を備えまして独自の防災情報伝達システムを構築することが必要となってきました。

では、1ページ、概要版のほうをめぐっていただきまして、第2章では、情報伝達システムの現状と国の現状認識を背景といたしまして、本町におけます現在の情報システムの整備状況から課題につきまして検討をしております。本町の情報伝達システムの現状といたしましては、区・自治会などへ情報伝達する災害時無線電話による緊急通話、また、町消防団や職員間の交信などで利用する防災行政無線（移動系）、登録された方に送信する京都府防災・防犯情報メール、気象庁から配信されます緊急地震速報とともに、町から配信されます災害避難情報を一斉配信するエリアメール、また緊急速報メール、それから有線通信施設の被災時に京都府等へ随時報告に使用いたします衛星通信系防災情報システム、また広報車による巡回や消防団によるサイレンなどがございます。この表の中で青枠のほうが情報伝達システムでございまして、緑で囲ったほうがその他の伝達手段となっております。

その下、国の現状認識といたしましては、東日本大震災での教訓を踏まえまして災害対策基本法等の法律が改正され、改正法には、1つに大規模広域災害に対する即応力の強化、2つには大規模広域な災害時における被災者対応の改善、3つには教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上が盛り込まれました。そのような中で、国は平成26年4月に避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインを改定しまして、行政は住民等への防災情報の伝達手段の確実な整備、住民等による適時適切な避難行動の支援、災害の特徴と地域の災害リスクの把握、共有ということに注力し、住民と行政が一体となった総合的な取り組みを実施していく必要があるとしております。

本町におけます情報伝達システムの課題でございます。一番下の枠でございますけれども、課題といたしましては次の大きく3つを上げております。1つには、災害発生時の迅速・確実な情報収集と伝達というところでは、本町では過去に多くの豪雨災害が発生しておりますが、広報車での伝達内容が聞こえない等の問題があり、場所によっては情報が伝わるまでのタイムラグが発生いたしますことから、即時性のある情報伝達手段を整備する必要があります。2つには、地域・人に合わせた最適な整備の選定では、

1つの伝達手段で全ての地域や人に情報を伝達することは難しく、地域ごとに想定される災害の特性も異なることから、複数の伝達手段を検討の上、誰にどのように伝えるかを整理し、情報伝達システムを整備する必要があるとございます。また、避難行動要支援者への情報伝達につきましては、伝達手段の検討以外にも、避難行動要支援者を支援する仕組みや支援する方への情報伝達方法の検討も重要となってまいります。3つに、土砂災害防止法・水防法に基づいた当該区域への情報の伝達では、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は土砂災害防止法に基づきまして調査が行われ、指定・公示された区域でございます。本町におけます土砂災害警戒区域等指定箇所は、平成27年7月31日現在、10地区191カ所に上ります。これらの区域に対しましては、速やかな土砂災害警戒情報の提供によりまして、住民の迅速な避難等に対応することが必要となります。現在、町内では、重要水防箇所及び重要水防区域箇所の指定は行われておりませんが、浸水想定区域にある区また自治会と避難行動要支援施設につきましては、当該区域への災害に関する情報の収集や伝達の手段を定めることが必要となります。

続きまして、概要をもう1ページめくっていただきたいと思います。

第3章では、防災情報伝達システムについて3つの基本コンセプトを設定し、本町におけます最適な情報伝達システムを検討しております。

1つ目は、地域特性に合わせた情報伝達手段の確立で、宇治田原町の地域特性を踏まえ、全住民へ即時性・公平性のある情報伝達に必要な手段について検討をしております。下の括弧の即時的な情報伝達につきましては、本庁や消防団、また区・自治会、自主防災組織等が実施しております広報車、消防車両などによりまして個別巡回を中心に住民への情報伝達を行っているのが現状でございます。本町では多くの道路が川沿いに整備されており、河川の氾濫や、また土砂崩れ等の災害が想定されますことから、広報車などの巡回による情報伝達では危険性を伴うところがございます。本町の地域特性を鑑みますと、災害時に主要な交通が分断される可能性が高く、道路の分断等がない状況でも情報伝達が完了するまでに最低でも1時間等の時間を要するということから、即時的な情報発信は困難な状況であり、防災行政無線など即時的な情報伝達について検討が必要となります。また一方で、公平的な情報伝達につきましては、防災行政無線の特性上、平野部においては電波や音達がすぐれていると言われておりますが、山間部におきましては、障がい物の影響によりまして不感エリアや音達不足が発生することが考えられます。そこで、複数の伝達手段を検討し、複合的な情報伝達を行うことが、全住民へ公平性のある情報伝達を遂行できると考えられます。

隣のほう、2つ目は、幅広い住民に対応した“やさしい”システム整備で、情報伝達対象と最適手段の把握、その下ですね、につきましては、災害が発生した場合、情報伝達対象となるのは町内にいる方々であり、全ての人に確実に正確な情報が届く必要がございます。住民がどの場所でどのような生活をしているのか、住民の状況に応じた情報伝達手段が必要であり、それぞれの状況において最適と思われる情報伝達について検討が必要でございます。それぞれの状況につきましての情報伝達を、すみません、あちらこちら飛びまして申しわけございません、冊子の42ページに比較図ということであらわしておりますとともに、次の43ページでは本町の整備状況、現状を表の中で分析をしているところでございます。また後ほどごらんをいただきたいと存じます。

すみません、また概要版のほうに戻っていただきたいと思います。それから避難住民への対応ということですね。避難住民への対応につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえまして、災害対策基本法の改正により義務づけられました避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援の実現や避難住民への情報伝達につきまして、災害時における住民などへの情報伝達手段を確保するために、音声での伝達はもちろん、映像機器や住民所有の情報端末の活用などを検討しております。

3つ目でございます。3つ目は、住民一人ひとりの防災意識を高めることが出来る仕組みづくりでございますが、地域コミュニティによる防災意識の向上につきましては、地域コミュニティを活性化することで地域全体の防災力を高めることができ、その結果、住民一人一人、みずから防災意識の向上にもつながると考えております。多様化する情報伝達手段の啓発につきましては、災害時における迅速な避難行動や、被害の軽減につながるために町が整備するさまざまな情報伝達手段の存在や利用方法、効果を多くの住民に広めることが必要でございます。災害時を想定した防災訓練につきましては、災害時に情報伝達システムを正常に活用するために、地域全体で住民、行政、関係機関が一体となった定期的な防災訓練を通じ、さらなる防災力の向上を図る必要があります。情報伝達システムの整備に当たりましては、その根幹をなします以上のコンセプトに基づき、システムの整備を検討していきたいと考えております。

概要版を1ページめくっていただきたいと存じます。

最後、第4章でございます。第4章では、防災情報伝達システム基本計画では、情報伝達システムについて有効性、課題を抽出した上で、それぞれのシステムについて導入の必要性を検討しています。採用すべき導入システムを検討し、複数年にわたる整備スケジュールに基づき整備を図っていきたいと考えております。整備に当たっての基本的

な考え方につきましては、次の6点としております。

1つ、整備する名称を宇治田原町防災情報伝達システムとする。

2つ、複数年計画による構築を行い、無理・無駄のない情報伝達システムを構築する。

3つ、場所、対象（人）にとらわれず公平性のある情報伝達を実現するために、複数の情報伝達システムを有効に活用した複合的なシステムを目指す。

4つ、国の補助事業等財源措置を活用し、町負担の軽減を図る。

5つ、即時性、公平性のある情報伝達を可能とするシステムの構築を目指す。

6つ、新しい通信技術等の動向を把握した上で、有効なシステムの採用を検討する。

現時点におきましては、導入を検討する採用システムにつきましては、防災行政無線（同報系）、IP告知システム、また長距離スピーカー、防災行政無線（移動系）、SNS、伝達制御システム等につきまして、したいと考えておるところでございます。

防災情報伝達システムの全体図につきましては右側の図のとおりでございます。ちょっと見にくい部分がございますので、後で、冊子のほうの52ページにこれの大きな図が載っておりますので、また参考にごらんいただきたいというふうに存じます。

最後に、整備スケジュールにつきましてご説明をいたします。平成28年度よりIP告知システム、また長距離スピーカーのほうを段階的な導入をしたく検討をしております。その他、現在実証中でございますV-Low、また280メガヘルツ、これはポケベルの帯域活用したものでございますけれども、あと、土砂災害支援システム等の新技術の動向のほうにも着目しつつ随時計画の見直しを行い、必要なシステムの整備を図ってまいりたいと考えております。今後、情報伝達手段は、新技術の導入、またICTの進展によりますます多岐にわたり、選択肢もふえてくることと考えられます。今後におきましては、議会のご意見をお聞きする中で、本町にとって必要な伝達システムについて随時検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご指導賜りますようよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） この概要版で質問させていただきますけれども、一番最後のページの整備に当たっての基本的な考え方と導入システムの採用ということは、この辺については考え方6つと、導入システムの採用については6つですね、6つのシステム、これはもう基本計画の中でうたわれているということは、これを採用していくということで理解しておいていいんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 清水課長。

○総務課危機管理担当課長（清水 清） 冊子の第4章、66ページ、最後から2ページのところで検証をしたまとめを載せております。その中で、システム名の次に検討結果とございまして、丸ないしは三角で示したところを採用していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） いや、丸と三角足したらこれ6つにならへんのやけれども。これ、評価をされて検討結果のうち、こういう丸と三角やとわかりにくいんで、この6つについて決めましたというんやったら丸にしとかはったら、その6つについて、ええんやと思うんやけれども。その評価も検討理由についてやって、結果的にシステムの採用という、66ページなんで、結果を下記にしますということで導入の採用、それでこれ1、2、3、4。ちょっともう一つ意味がわからへんねんけれども、ここに概要版に書いている6つと合わへんのちやうかな。三角のところは採用なんかどうかね、その辺も含めて、この66ページをきちっとしておかんとあかんのちやうかなと思うんやけれども、いかがですか。

○委員長（谷口重和） 清水課長。

○総務課危機管理担当課長（清水 清） すみません、(6)番の防災行政無線（同報系）、防災ラジオの活用につきましては三角になっておりますけれども、非常にハードルの高い部分もございまして、今回はこの採用システムの中には上げさせていただいていないところがございます。実証中のものもございまして、ちょっと数のほうがご指摘のとおり合わないところはございますけれども、同時に検討するもの等々を含めて、現時点では概要版の6つのシステムの採用を考えたところでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） こっちはそう書いてあるんやけれども、いうたら66ページの(5)の移動系やね、が三角やけれどもあれですよ。行政無線の同報系の防災ラジオの活用などは導入は三角やけれども困難ですとか書いてあるんで、やっぱりもう少しきちっとやって結果こうしましたよと。先ほど複数の部分をきちっと使いながら公平にやらんなんと、それは地理的な部分で届かへんところとかそういうこともあるさかいに、公平にそういう情報を伝達しようという趣旨で言うてはんねやと思うねんね。そしたらここに、そういうことからすれば、地理的なハンディで行けへんところについてはこういう地域にはこういうことでやりますというふうに言うてもうたほうが、地域の人たちから

すれば、住民からしたら非常にわかりやすいんじゃないかなと。ここは届かへんさかい、こいつでいくんですよとかいうふうに、もう一つ突っ込んだ情報をこの中に入れておいたもうたのがええのかなと、僕の感想ですよ、そういうふうに思いましたので、また工夫していただきたいなというふうに思います。

あと、年次計画のときも、この整備スケジュールでこうやってこうやってこうやってこうと書いているんですけども、そうしますとこの6つのシステムの導入について次年度から5カ年かかってやりますよというふうなことに32年まで書いてあるんやけれども、この辺についてももう少し詳しくどういうことをしていくんやと、先ほども言うたように、そのことによってどのエリアがその範囲に入っていくんやとかいうふうなことがわかれば一番説明しやすいんじゃないかなと、地域の人たちについてもね。それが結果として、今見直しをされております地域防災計画のそういう浸透にもつながっていくのかなと思いますので、この辺の工夫もよろしくお願ひしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、本件につきましてはこの質疑は終了したいと思います。

次に、企画・財政課所管分のコミュニティバス・福祉バスに関する住民アンケート調査結果について、当局の説明を求めます。奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 私のほうから、住民アンケート調査結果報告書ということでお配りしております冊子に基づきまして、簡単にご説明申し上げます。

一番最後には、現在本町が運行しておりますコミュニティバス、また福祉バスの時刻表、上げさせていただいておりますように、本町、2つの公共交通システム有しております、これまでも申し上げておりますように、来年度から今後の本町の状況に応じた新たな交通体系システムを議論してまいりたいと考えておるわけでございますけれども、その議論にも生かす目的で、また準備行為と申しますか、住民、現在のところ皆様ご利用されている方、されていない方、どのようにお思いなのかというところもあらかじめ把握しておく必要があると考え、アンケート調査を実施したところでございます。

1ページをおあげいただきたいんですけども、大きく第1部、2部、3部と3部構成でございます。第1部は、実際にコミバス・福祉バスに乗っておられる方それぞれにヒアリング調査をさせていただきました。第2部は、広く住民の方々に郵送によるアン

ケート調査。第3部は、実際コミバス・福祉バス、乗っておられた方々の、どこから何に乗られてどこでおりられたというような乗降調査、そういう3部構成になってございます。

1ページから。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長、説明が長かったら座って。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） できるだけ、はい。すみません、失礼します。

1ページの第1部、バス利用者のヒアリング調査ということで、これは、コミュニティバスにつきましては10月31日から11月6日、7日間、1週間、始発から最終日まで、乗ってこられた方々それぞれにアンケート調査を実施してあります。ヒアリング数37人ということで、一度お伺いした方は、複数回乗られた方にもアンケートはしておりません。この1週間の中で一度でもお乗りになった方に1回のみヒアリング、アンケート調査、させていただいたということでございます。福祉バスも同じでございまして、11月9日から13日の5日間、1週間でございますけれども、お1人1回のみさせていただきました。実際88名のヒアリング、させていただいたところでございます。

2ページ以降をごらんください。2ページ、3ページは、性別、年齢、居住地区等の概要でございます。

4ページをごらんいただきたいんですけども、すみません、まず、申しわけないです、今、2ページ以降は、まずコミュニティバスでございます。4ページは利用目的を書かせていただいております。通勤・通学等の利用が多いと。ご意見、ご要望等を中心にご説明申し上げます。4ページの下段、コミバスの運行ルート、これにつきましては、これは乗られておられる方に聞いておるんですけども、満足されておられる方が9割以上いらっしゃいますと。

5ページでございます。②運行日数、まことに申しわけございません、②運行便数の下、運行ルートに対する意見要望とございますが、これ運行便数に対する意見要望でございますので、5ページの上段、2行目ですね、ご訂正賜りますようお願い申し上げます。これも便数的にはご満足いただいている方が約6割以上いらっしゃいますが、5ページの下段にございますように、コミバス、もう少し遅い便数が欲しいとか、高校生が朝通学できる時間帯にも欲しいとか、昼間ちょっと抜ける時間帯がございましてけれども、そういうところにも運行してほしいというようなご意見をいただいております。

6 ページをお開きください。今後の想定でございますけれども、利便性が向上するとした場合、運賃負担、今は無料でございますけれども、それをどうでしょうかというお尋ねでございますけれども、運賃を負担するぐらいならば今の運行形態がいいというのと運賃負担をしてもいいと約半々、拮抗しておる状況でございます。ただ、6 ページ下段、事前に予約、例えばデマンドとかなった場合に事前の電話等の予約をとということも想定されるわけですが、そういう状況がいかがかということをお尋ね申し上げますと、今現在乗っておられる方には、やはり事前予約は大変なんで、できたら今のままがいいというのが7割を占めておりました。

7 ページからは福祉バスのほうでございます。こちらは性別等につきまして、コミバスに比べまして女性が非常に高い時数が出てございます。

恐れ入ります、9 ページをごらんください。これも、福祉バスの利用目的でございますけれども、これはいろんな目的、拮抗しております。買い物とか郵便局、銀行とか公共施設、通院、いろいろふくそうしておりまして、またコミバスは利用時間帯、コミバスは午前・午後、利用拮抗しておりますが、福祉バスは案外午前がかなり占めておるという結果が出ております。9 ページの下段、運行ルートに関するご意見、ご要望は、これも8割の方々が一定ご満足いただいているという結果が出てございます。

10 ページをごらんください。これも、恐れ入ります、10 ページの一番上、②運行便数、これも運行ルートに対する意見、要望とございますが、運行便数でございますので、ご訂正賜りますようお願い申し上げます。これも満足いただいている方が4割、不満という方が17%ということになってございまして、特にご要望としては、町外へ行く便が欲しいですとか、緑苑坂には今、福祉バス行っていないですけれども、そちらのほうにも行ってほしいというとか、土日、祝日は運行してはおりませんが、そういうところも運行を求めるお答え等もいただいております。

11 ページをごらんいただきたいんですけども、これも利便性が向上するといまして運賃負担がいかかでしょうか。これは負担してもよい、しないほうがいいというのは半々ぐらいのご回答をいただいております。それと、事前予約でございますけれども、これは事前予約を負担するぐらいならば今のままでよいというのが9割ぐらい、かなり高い数値が出てございます。結構、定期的にご利用される方が多いのではないかなと考えるところでございます。

12 ページはこういうアンケート票、ヒアリング調査票によってヒアリングさせていただいた結果が今申し上げたところでございます。

13ページ、第2部、バスアンケート調査、これにつきましては郵送で乗っておられない方々のご意見も伺いたいということで、数はちょっと総数140と案外少な目なんですけれども、町内居住の18歳以上の方々に11月中旬ごろから12月頭にかけてアンケート調査をさせていただきました。年齢的には大体世代ごとに平均化しておりますが、ご利用の多い60歳代には若干ちょっと多目に調査させていただきました。各地域ごとでいいますと、全て14ずつさせていただきます、なおコミバス・福祉バスが運行しておりません緑苑坂につきましてはアンケート調査、省かせていただいております。合計140人、抽出させていただきました、回収率が約60%の84名からご回答いただいたところでございます。

14ページ以降、見ていただきたいんです。まず属性でございますけれども、男性・女性、約半々ずつでございます、15ページのお住まいの地域も平均的に伺っておりますので平均的な答えが出てございます。

16ページをごらんください。まずコミバス、これにつきましては湯屋谷、奥山田の方のみにお聞きしておるんですけれども、まずはご存じですか、これはもう100%知っていただいております。利用しておられますかと。利用していないという方が約6割いらっしゃいます。それから、そういう方々の自家用車とかが多いという結果が問7、17ページで出ておるのかなと。

あと、18ページをごらんください。問8、下段部分ですけれども、現在、コミ運行には年間これぐらいかかっていますと、この費用負担のあり方についてお聞かせくださいということで、経費につきましては、今の便数を確保するため地元が負担することは一定やむを得ないというのが約3割ということでご意見をいただいております。

続きまして19ページ、町が運行しております福祉バスのほうに関しては、先ほど言いました奥山田、湯谷谷除きました他の地域の方々はこちらのほうを聞いておるんですけれども、福祉バス、95%の方が知っていただいております。利用していますかということでは、全く利用していないが約半分ということで、19ページにそういう結果が出てございます。

20ページで、続きまして21ページの後段、問13、これも費用負担を聞いております。現在、福祉バスが年間約1,000万円かかっていますと、そのあたりはどうお考えでしょうかということで、交通手段の確保が必要であるため現在の運行経費はこれからも負担すべきというのが約3割、現在の無料運賃をやめて利用者から運賃を求める

べきは26%というような答えとなっております。

22ページをごらんください。デマンドバスについて聞いておるところでございますけれども、運賃負担、まず運賃を負担してもよいというのは46%の方々、いただいております。また、②デマンドバス、事前予約がいかかと。これは事前予約してもよいというのが4割と最も高いと。これは、実際にお乗りなっているの方々には、事前予約はなかなかかなんというご回答でございましたが、これは広くお聞かせいただいた中では事前予約も一定構わないという答えが出ているのかなという判断をしておるところでございます。

23ページ以降は、実際にどういうアンケートを郵送させていただいたかというところでございます。

最後になりますが、29ページ、第3部、バスの乗降調査ということで、先ほど11月に実際にヒアリング調査をさせていただきましたが、そのときに実際にどんだけの人数がどこのバス停から乗っておいられたかという点でございます。もう詳しい説明は省かせていただきますが、先ほどのアンケートと同じ日にちに、ですからこの調査対象者数というのは、お一人の方でも複数日乗られたり、午前と午後乗られたりという分もございますので、調査対象者数としてはコミバスが166人、福祉バスは293人という答えが出てございます。

以上でございます。走りましたが、こういう現状、結果が出ております。こういう結果も踏まえながら、今後の議論に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます次第でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） これについては9月のときに一般質問等と言わせていただいたり、決算のほうでもいろいろ言わせてもうたんですけれども、一度調査、直近のね、実際利用しておられる方とか、また地域の方々にアンケート調査をすることも1つ有効な方法でしょうということで、実際にアンケート調査をやっていた結果なんですけれども。これまでこの福祉バスとかコミュニティバスについては検討委員会なりを開催されて、いろんな角度から検討されてきたというふうに聞いております。大きく分けては2回に分けて整理をされていますけれども、その折も、検討の結果としては、今後は有料の方向で検討されてはどうかというようなことがあったんですけれども、その検討委員会の報告の内容に沿わない形でずっと今のところ来ているわけですね。だから、

有料について検討されたような節もございませんのでね。今般こういう22ページに、デマンド方式も含めて運賃負担についてどうですかというのと、利用しておられる方、固定客の方はそら無料にこしたことはないんでしょうけれども、全体的に過去の2回の検討会の結果も有料の部分を検討してはどうですかというのと同じような意見がこの結果に出ておるといふふうに私は思いますんですけども、この辺についてはどのように担当課としてはお思いでしょうか。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） ご指摘のとおり、そういうところも今後議論していかなければならないと考えております。と申しますのも、これまでコミバス・福祉バス、無料にしておりますのは、有料にすることによって金銭の管理面等の経費が高くなってしまうというおそれもあることから無料としていた経過もございますが、ただ、逆にいえば、無料とするがゆえに乗っていただく対象が、例えば高齢者とか障がいをお持ちの方とか、一定、福祉的な形に制限してきたような経過もございます。そういうことから踏まえますと今後、今、取るとか取らないとか申し上げられるものではございませんけれども、そういうこともしっかり視野に入れて料金負担の有無、またどういう手法が、運行形態の手法、そういうところも含めて総合的に議論してまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それで、地方の今の総合戦略の中にも、どういう形で人口減少対策を講じていくのかとかいふようなことがありますんですけども、非常に重要な課題で、あの中にも買い物難民とか医療難民とかいふところが出てきますね。そういった折にこの足の問題が、一番今後の10年とか20年の中では大きくなっていきます。私どももいずれ、今は自家用車に頼ってやっていますけれども、免許証を返したら、たちどころにこういう状況のところに入っていくわけですから、そういうことも含めて、総合戦略の中にこういうことも緊急の課題やということで取り組んでいく必要があるなど。過去の2回の検討会は、そういうことじゃなくて、まだ余裕のあったときの検討なので、そういう危機感みたいなものはなかったといふふうに思うんですけども、今般は、それを踏まえて、今後10年間の総合計画の中にこういう足の問題をきちっとする必要があるかなど。今度、こういうアンケート調査を有効に利用しながら検討の組織を設けられるならば、そういった観点からやっぱり危機意識を持ってきちっとした対応をしなければならん。先ほどの情報無線のことやないですけども、公平にということであれば複

合的なやっぱり対策が必要かなど。先ほどは6つのことが言われましたですけども、福祉バスもコミバスも、この前も出ていました有料のタクシーの、民間の個人の自家用車をどうのこうのということも出ていましたね、それでこのデマンド方式、そういったものをやっぱりきちっと検証する中でどれが一番いいのかという部分で、じゃそれは単体やなくて複合のシステムを導入しましょうかということを実際に考える必要があるのではないかなと思っていますんで、きちっとそういう組織を立ち上げて早急な検討に入っていただきたいということを、これは要望して終わっておきます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。上林委員。

○委員（上林昌三） 1点、福祉バス、アンケートの中の21ページ、問13番の中の「現在の無料運賃をやめ、利用者から運賃を求めるべき」というのが26.2%あります。結構、全体からいうと4分の1ぐらいの大きな数字であります。この答えを「求めるべき」というふうにおっしゃった方は福祉バスを利用している方の中なのでしょうか、それとも1,000万も年間使うようなものやったら乗っている人が金払えというふうな意味で「求めるべき」とおっしゃってんのか、そこまでの内容まではわかりませんか。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） ご指摘のとおり、この21ページの結果と申しますのは、13ページにさかのぼっていただきますとおわかりのように、郵送で無作為に選びました方々に対する回答でございますので、この方が実際にお乗りになっているのかどうかちょっとつかめない状況でございます。乗っておられる方の状況は、その以前のページに直接聞かせていただいた答えがあらうかと思うんですけども、この今ご指摘の21ページはそういう方々を対象にした結果ということでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） よろしいですか。上林委員。

○委員（上林昌三） すみません、全体に目が通っていなかったんで申しわけなかったです。わかりました。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、本件につきましての質疑は終了したいと思います。

次に、平成27年度公共事業等の施行状況について、当局の説明を求めます。小西理

事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） それでは、平成27年度公共事業等の施行状況につきまして、途中経過になりますが、せんだって報告いたしております9月末分までからの進捗部分についてご説明申し上げます。

前回と変わりましたのは、今お手元に配っておりますうち中段以下のところに、参考、前年同期値との比較というところがございます。このうちの府内市町村の状況というのが、この間わかってまいりましたところですので、数字を入れさせていただきました。予算額に対する契約済額の割合が55.2%、予算額に対する支出済額の割合が16.4%という数字を入れさせていただきました。本町との執行率でいいますと、契約済額はおおむねかなと、支出済額について若干本町、今回低目かなというところなんです。裏面をごらんいただきまして、裏面のほうも第2四半期までの状況のご報告でございます。これが前回ご報告した以降動いた部分といいますと、公共土木の災害復旧費で入札日が10月30、11月20日と、それから道路の長寿命化のほうも11月20日入札、補修設計を11月24日と、月日の日付が入ってきております。それから、進捗率で一番大きいのは、契約済額、契約率が低い主な事業のうち一番上にあります宇治田原山手線の整備事業費の用買の部分が、やはり今回予算額が大きいのと、それから進捗率に影響を与えておるということございまして、現在、買収に向け交渉を進めております。来月、12月末までの第3四半期の分を1月にご報告するときには、若干この部分の進捗が反映できるのではというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、本件につきましての質疑は終了したいと思います。

次に、日程第4、その他に移りたいと思います。

何かございましたら挙手願います。ございませんか、委員の方。内田委員。

○副委員長（内田文夫） 今、第5次総計について質問してもいいわけですか。

（「いいですよ」と呼ぶ者あり）

○副委員長（内田文夫） よろしいですか。

○委員長（谷口重和） はい。

○副委員長（内田文夫） 第5次総計の試案の中の52ページあたりだと思うんですが。

52ページ。そこにある鉄軌道の件について、1個、私、ちょっと確認をしていただきたい。JR西日本のそこにもこれからも行きますよと、そういうことをうたわれていますよね。前から私、JR西日本の高速化について、これは不要なものじゃないのという、そういう考えをいまだに持っているんですけども、ちょっと調べて見ると、本来、奈良線の高速化というのは昭和42年に奈良線の複線化電化促進協議会ができていて、昭和42年にね。そこには宇治田原町は入っていないんですよ。その次、宇治田原町が入るのは、奈良線を国鉄が合理化するよと、外しちゃうよと、レールを、というときに、合理化反対期成同盟ができたときには、46年の10月には宇治田原町が、そら青谷駅を利用している立場から、それなくなんのは困るよというのでそこに入られた。ほんで、49年の2月には、国鉄がもういいですよと、合理化はしませんというので、反対期成同盟は自然発展的に解消されるわけですね。その次に出てくるのが国鉄奈良線複線電化促進住民共闘会。ここで私が1つ問題にしたいのは、複線化電化促進と奈良線の合理化というのはもう全然意味が違うんですよ。昭和42年度から宇治田原町を除いての沿線市町です、それは電化複線化を願うと、ディーゼルで走っているやつは遅いし煙出すし、これを複線化して電化してくださいという団体が当初は当月42年に設立されています。46年に、繰り返しますけれども、奈良線の合理化計画を国鉄が発表するわけです。それはやばいというので、46年の10月に奈良線の合理化には反対だよというところには入っていく。ほんで49年には、いやもう合理化はやめますよと言われたら、49年には合理化反対期成同盟というのはなくなると。次、出てくるのが複線電化促進住民共闘会議、そういうのが出るわけですよ。そこは2市4町、宇治田原町も入っていますと。ほんで、51年に促進協議会と住民共闘会議が一体となって活動するかどうか云々と書いてあるんですが、その後、昭和55年5月13日に国鉄奈良線複線電化促進共闘会議と入っていたやつは解散になります。そこに、ヤブカラの情報、前いただいたんですけども、どうして解散したんかというのは、その情報、情勢報告の内容としてですよ、昭和55年度からは京都南部地域国鉄線等整備促進協議会の設立が予定されていますよと。そいじゃ、予定されていますというので、それは確かに55年6月5日に京都府南部地域鉄道整備促進協議会というのが55年6月5日です、設立されたのは。共闘会議を解散したのが、さかのぼって55年5月13日には複線電化の住民共闘会議は解散するよと、これもう必要ないですからやめますよ、ただし55年度からは京都府南部地域促進協議会の設立も予定されていますよという、その解散の場でそういうお話を聞いたにもかかわらず、なぜ5月13日の同じ日付に国鉄奈良線複線化電

化促進協議会です、そこに宇治田原町が入っているわけです、2週間後の南部地域鉄道促進整備協議会には久御山町も入っている、木津町、和東、全部入っていると。私はもうその時点で、これ何の原因で、2週間待てば、そこに入ってあげばこんな負担は要らなかったのに、何で入ったのかなど。そこんところを今さら言っても仕方ないんで、よく調べていただきたい。何の理由でここに入って、昭和42年から複線化電化を希望している団体にもともと入っていなかったのに、今それをうたっている団体に入り続けていると、そこんところの正当性というか、その納得できる説明がいまだにない。それをこの前の資料にやっていたら、JR奈良線複線化促進協議会についてという、この井手町が出しているところに、JR奈良線の電線複線化の実現を期待することを目的とし、関係機関に対する要望、住民に対する啓発、その他目的達成に必要な事業を実施しています、これは昭和42年8月に設立されましたという一番もとの団体です。協議会の構成市町は次のとおりであり、市町の長及び議長をもって組織します。42年に入っていたほかに入ったのは宇治田原町だけなんです。これ、それからしばらくしていくと、この前質問しときにどういうメリットがあるんだといったら、利便性の確保だというわけですよ。本来は鉄軌道を田原にも入れてもらおうというような話もあったやに聞くんですけどもね。現実としてはもう、何も腹立てて言っているわけじゃないですよ、中長期的な視野で判断をしていただければ、もう普通の考えだったら鉄軌道は入ってこないよと。鉄軌道を入れるがために、そういえば琵琶湖線とか縦断線、琵琶湖、大津市がやっておるやつと南部の促進協議会ってありますよね。それでもね、補助金をこの間見せていただいたら年間1万円の補助金か負担金しか払ってられないんですよ。じゃ、実際ほしたら去年、大津と木津川の学園都市を連絡するようなものに関する会議は推察するに1回もなかったと思いますよ、私。あつて行かれていますんだつたら何回行かれていますかというのは必要やと思いますけれども、その負担金、分担金1万円でそんなことが現実になるんやろうかと。これを第5次総計の中の一文に入れてられますよね。これからそこともまた協議をしていって、できりゃ鉄を入れたいんだと、レールを。もっともっと利便性を高めるためには最終的にはそこへ行くわけです。だから、これをそこに入れたら、これからずっと何の、反省とは言いませんよ、その審議を、信憑性を諮らない、何で入っておんねやろう、やんわりしたフィーリングの中でずっと続けていくことになるから、この第5次まちづくりのこの条文、52ページのね、そりゃもうちょっと精査されて、どういうふうにやられるかというのは、これから本当に人口減ってくる中で大変に、意味のないとは言わないですよ、非常に実現が限りなく不透明なそんなところか

ら、本当に正式にここからは脱退をすべく府に申し立てをするなり聞いてみるなり、あるいは、やればね、今ここに資料持っていないんですけれども、どっかに行っちゃったんか、この2次が完成したときに隣の井手町長の町長さん言っていますよ。促進協議会やらこれができる、ここにダブルの複線ができた。そいじゃ、これでうちのまちは身体障がい者にも負担なく駅舎へ登れる、あるいは駅前もきれいにできて、これがまちおこしにつながるんだと言っておられますよね。どっかの新聞かここにもあると思います、実際に。だから、そういうなんと比べたら、私たちのまちは全然そういうメリットを受けないですよ、具体的にね。ただ、関連的には、いや利便性を上げるやん、それで上がっておったらそれでええんだというけれども、もうそういう、微々たるとは言いませんよ、10年に1億6,000万か、でしょう。それで、青谷長池間、まだ単線でいきますよ。あと、城陽までは複線になります。

(「まとめてくださいよ」と呼ぶ者あり)

○副委員長(内田文夫) 城陽から、はい、長池まで行く、だからこれをもう一回精査していただけないかという企画に対する質問です。どうのお気持ちか。

○委員長(谷口重和) 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長(奥谷 明) まず、今回の第5次総計におきましても、一定、JR奈良線複線化の促進、また、滋賀県側と結ぶ京都南部横断鉄道新線研究会の活動を進めるというような記述をさせていただいておるところでございます。

先ほどお尋ねの経過につきまして戻りますが、委員ご指摘のとおり、昭和41年11月に奈良線の複線化電化促進協議会が設立されておりますが、これには本町は入っていないと。46年10月に合理化反対期成同盟というのができたときに初めて宇治田原町が出てまいります。それが集約的に平成55年5月13日に国鉄奈良線複線化電化促進協議会に宇治田原町が加盟になったと。ご指摘のとおりでございます。ここでちょっと申し上げたいのは、55年5月13日にまず国鉄奈良線複線化促進協議会に加盟いたしました。それとあわせて、同じく6月5日には京都南部地域鉄道整備促進協議会というのが設立されたと。先ほどの複線化促進協議会は一定、沿線市町と宇治田原町と、6月5日の府南部地域鉄道整備促進協議会というのは府南部の全ての市町村が入って、これはもう奈良線だけではなく、府下南部のそういう鉄道網を整備していこうという促進協議会でございますので、そもそも性格が、国鉄奈良線の複線化電化というのに絞った協議会と、府南部の全体的を促進していこうという協議会がそもそも違うんで、時期はよく似ておりますが違うのかなと。

翻って、本町、55年に奈良線の複線化電化促進協議会に入っておりますが、これまでも申し上げておりますように、今、第5次のまちづくり総計でございますが、第1次の基本総合計画が昭和53年7月に策定いたしておるんですけども、そのとき既に国鉄奈良線複線化電化を促進しつつ、京阪宇治交通との連携により本町の交通網の整備を図っていくというような記述もございます。したがって当時から、奈良線の複線化電化等につきましては本町も積極的にという姿勢があったということは読み取れるのかなど。私の推測するところでございますけれども、そういう状況でございます。

それとあわせて、別になります、京都南部横断鉄道新線研究会、各市町村から1万円いただきまして、宇治田原町、宇治、城陽、田辺、井手、これだけの市町村さんで組織しておりますが、これにつきましては実際に研究会と申しておる形もございます。これにつきましては、近江鉄道から信楽鉄道を結んで京都南部まで結んでいこうという壮大な構想でございます、滋賀県側につきましては既に期成同盟会がございまして、年1回、必ず総会、知事、国会議員ご参列のもと大きな総会もされておられます。また、その沿線の利用とかそういう取り組み、されております。それに対しまして京都府では、大きな組織といいますか、それに向かった大きな形はないんですけども、滋賀県側さんの動きに呼応する形で京都府としても一定の勉強会的な組織が必要であるということでこういう組織を作成いたしまして、会費的には各市町村さんから1万円いただいております、実際の活動でございますが、滋賀県の総会に参列させていただいたり、滋賀県側さんとも職員の交流会を年1回させていただいております。ことしも先日11月に、京都府と滋賀県側、毎年交互にやっておりますが、京都府の幹事ということで滋賀県側からお越しいただきまして、京都府の今のこの奈良線の状況とかの説明なり意見交換とかいうのをさせていただいております。

また、ギャラリートレインと申しまして、近江鉄道に月1、幼稚園児とか小学生の描いた絵を掲げておるんですけども、それも1カ月間、京都府に粹くれはりますんで、そういうところに京都府の構成市町のほうで絵を描いて乗せさせていただく、そういう交流なんかも地道に進めておるところでございます。そういういろんな地道な活動をしているところでございますが、まず奈良線につきましては今後の第5次につきましても位置づけまして、利便性はおっしゃるとおりもちろんでございますが、今までの言うていましたような利便性ももちろんでございますが、今、観光振興計画も取り組んでおられます、逆にそういう利便性が向上することによって我々宇治田原町のほうにもお越しいただく、そういうことにも取り組んでまいりたい、また、南部横断鉄道につきまして

は引き続き地道な活動をしていきたいということで、5次計画にも上げさせていただいておるところでございます。以上でございます

○副委員長（内田文夫） もうそれ、最後簡単に。だから私が言いたいのは、促進、複線化電化のところからは離脱したほうがいいと思うんです。京都府南部地域鉄道促進協議会には、ほかの、隣の市町村もみんな入っているじゃないですか。そこの一員になって過大な負担は除去しつつ、みんなと一緒にやれば別に利便性を失うことでもないと思いますんで、ひとつよく検討いただきたいと思います。もうよろしいです。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） ほんでね、今、この分、5次の総計で、今後の10年間をどういふぐあいにするかということ議論しているんで、こんだけ議会で議論あるやつを、総計の審議会のほうでこの分を抜き出して議論してもらいはったんかどうか、まずそこから聞きたいと思います。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 特別これを抜き出してご審議いただいたことはございません。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） こんな大事なことをね、抜き出して議論してもらわんとどないすんねやと。このちょこっと書いてあるやつでまた何億という負担をせんなんわけですよ。そんな悠長なことをしている時期じゃないですやんか。この4年間と前期の4年間をどうしようとか、生き残りをかけてどうしようかと言うているときに、こんな悠長な、45年間何もでけへんだことについて、また計画に入れていくというふうなことを入れていること自体が間違っているねん。緊張感があらへんねん。もっと真剣にやってもらわんと、議会の意見をぱっと反映して審議会のほうに、こういうことを言われていますねんけれどもどうですやろうと、この案件について、この2項目についてどうなんでしょうというて真剣に総計審で審議してもうて、ほんでその中でこういうことを掲げていきましょうという審議会の合意形成ができてあったら僕は文句言わへんわ。そんなもの、ちょこっと入れておいてやで、行政側の都合で入れておいて、審議も何もされへんだやつがきちっとチェックされているかどうかというて、これ誰も見いひんだらそのまま、前もそうですよ、第2次総計から全部入ってきていましたから、そこにうとてましたらからと言うたやん、自分ところ。そしたら今度はちゃんと見ておかなんさかいに思うて一生懸命見ましたよ、これ。何の議論がされてへんのに、こんだけ議会でやかましい言

うてんのに、その費用負担も含めてこの10年間はどうかということ言うてんのにやで、そんなもの、45年何もされへんだことを、鉄軌道も何も来いひんだことについて、こんな、卵も産んでへんやんか、そういうふうなことについて企画としてどうして今後10年間の部分にお金だけ負担しやんなねやと。その研究会の1万円ぐらいやったらどうでもええわ。せやけど、何億という負担をせんなんわけやんか。じゃ、財源的にゆとりあんのかという話やん。いつも財政が言うのは、厳しい財政やとかと言うているやん。何にも45年間形にもならへんかったものに、今後10年間で1億5,000万か何か払うていく、そんな感覚でいてもうたらかなんで、せやけど。もう一度、総計審にこのことだけきちっと言うて議論してもうてくださいよ。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） ご指摘、しっかり承らせていただきます。審議会のほうにも、もう一度、ご議論いただきたいと思います。

なお、恐れ入りますが、パブリックコメント、先般申し上げましたように準備進めてございます。一定、この形での載せさしていただく中でご意見をお伺いするということに関しましては、ご了解いただけますでしょうか。いかがでございますでしょうか。

○委員長（谷口重和） 質問、どうですか。稲石委員。

○委員（稲石義一） それは町当局が住民の声を聞くということなんで、そらそのようにされたらいいですけども、議題の肝心なところがどうかというのを焦点ぼかさずにやっぱりきちっと議論をすると。議論の場を設定してんねやからね、今後10年間の。そのことをなおざりにしてそれがまた載ってきたら、議会の賛同も総計審にうとてますよと、そんなことをしておるから行政は不信感を言われんねやんか。きちっと議論して、そこで総計審の委員さんに合意形成してもうたということ胸張って言わはんねやったら言わはったらよろしいわ。ほんで、内田委員にしても、京都府に対してもそういうふう言うていってください、伝えてくださいと、議会がこう言うているという町長にまで言うてんねやから、そのことを総計審の中で1つも議題にしてへんこと自体が問題や。だからどういう意識で議会の意見を、いつも言うように議会の意思を尊重してとか伝えますわと言うてんねんけど、伝えてへんやんか、そんなもの。

副町長、もう一度このことについてきちっと理事者としての、議会の意向を踏まえて確固たるやっぱり態度で総計審に諮ってもらわんと、ちょっとご意見だけ聞いておきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） 対応につきまして、今、奥谷企画課長が申しましたように、審議会のほうでもまた議題を上げ、議論もしていただくということをさせていただきますけれども、委員会の中では、鉄道に関しては、やはり鉄道があればいいというか、ないという認識は持っておられて、鉄道というのはいわゆる全てのといいますか、琵琶湖線という含みですけれども、あればいいという、そういう希望というんですか、そういったものは意見は出ておりますので、そういう面で確かに前に進んでいないというのは現実ですけれども、現実、琵琶湖のほうからの、琵琶湖線ですか、新線につきましては、滋賀県のほうからも学研あるいは大阪のほうに直接につながるというすごい大きな規模を持っておられます。その延長にある宇治田原町におきましても、そういったものについて実現すればいいという認識は持っておりますので、そういう面で、現実にはそんなに進んでいない、むしろ後退してるんもあるんかもしれませんけれども、そういうのを踏まえた上で審議会のご意見も十分聞かせていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 今度、総計審にはいつも傍聴なんかのやつもホームページに載せはるんで、きちっと事前に言うてくれはったら傍聴にも行きますんで。その項目を協議しはるときにどういう議題で提案していかはんのかいうんも含めて、議会に言うてくれはったら傍聴にも行きますので、よろしくをお願いします。

○委員長（谷口重和） ほかに委員からございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 事務局からありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） それでは、ないようでございますので、日程第5、その他について終了をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後1時10分

再 開 午後2時00分

○委員長（谷口重和） 休憩前に引き続き会議を始めます。

午前中に副町長より申し出のありました木原産業振興課長の欠席につきましては、承

認しておりますことを申し上げておきます。

それでは、職員の入れかえが終わっておりますので、建設・環境課、産業振興課、上下水道課所管分と係る事項について進めます。

日程第1、付託議案審査について、まず議案第75号、土地の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第75号について説明します。

議案第75号、土地の取得につきましては、都市規格道路宇治田原山手線の道路用地として土地を取得したいので、議会の議決をすべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今般お願いいたしますのは、本町大字禅定寺小字雨ヶ谷13番外42筆、5万3,182.31㎡、地権者数20名に対するもので、取得予定金額につきましては2億7,599万2,000円を予定するところでございます。詳細につきましては、光嶋理事からご説明申し上げます。よろしくご審議賜りご可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（谷口重和） 光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） それでは、議案第75号の土地取得について、ご説明申し上げます。

議案とともに第75号関係の資料といたしましてA3、1枚ものの地図をお配りしておるかと思っておりますけれども、あわせてご高覧願えればというふうに存じます。

本件に関しましては、先ほど副町長のほうからも申し上げましたように、都市計画道路山手線の緑苑坂以北の道路用地取得の関係でございます。

土地の所在は、禅定寺小字雨ヶ谷13番地外42筆、主な地目といたしまして田、山林、雑種地でございます。取得いたします面積は全部で5万3,182.31㎡を予定しておりまして、これ、おおむね全体の6割程度ということで予定をしておるところでございます。

取得の方法といたしましては、地権者の方々にそれぞれ交渉し随意契約といたしまして、取得金額が2億7,599万2,000円。契約の相手方は、代表的な方が禅定寺生産森林組合さんでございまして、それ以外に19名の方々が地権者としていらっしゃいます。

地図の中で示しておりますが、ここに着色をしております部分が本年度用地取得予定

地でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） これは27年度中の用地買収の見込みで入れておられるというふう
に思いますけれども、これが用地買収の完了の見込み、今のところどういう見込みを立
てておられるのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 一応、当該年度といたしまして、ここに掲
げさせていただいております。禅定寺森林組合さん外19名の方々に、今、折衝してお
ります。おおむねご了解をいただけておりまして、最終的にいただけない、なかなか厳
しい方もちょっといらっしゃるんでございますけれども、そうした方々のイレギュラー
な部分はあるかもわかりませんが、基本的にはこの分を平成27年度で、あと残り
の分につきましては、平成28年度で取得を進めてまいりたいというふうに考えてお
るところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） もし、これ3月までの話ですね。これ買えなかったときに、これは
議案そのものとしては変更が出てくるのか、この範囲内であればいいということになる
のか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下参事。

○建設・環境課新名神推進室参事（山下仁司） 失礼します。

ただいまのご質問ですけれども、最終の段階で土地面積また金額につきまして、また
地権者数につきましても、変更として提出をさせていただきたいというふうに考えてお
るところでございます。

ただ、出させていただく際には、今年度分、27年度として出すのではなく、28年
の分を含め考えていきたいなというふうに考えているところでございます。以上ござ
います。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） いや、そうじゃなくて、今、出ているのは27年度分ですので、こ
の分について未買収の分が出たら、この分は面積を減じて、価格も減じて、最終27年
度中の取得の部分を議案としてとり直して、その未買収分は28年度分に送って、再度
28年度の残り分と足してやられるという説明でしょうか。私が言うているのは、この

議案が変更になれば、議案としてとり直すんですかと聞いている。

○委員長（谷口重和） 山下参事。

○建設・環境課新名神推進室参事（山下仁司） 今年度分、27年度末までに購入ができなかった分につきましては、明許繰越という形で繰り越しをお願いしたいというふうに思うところでございます。その上で、来年度変更という形、最終の形をご報告させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 明許繰越って予算の関係の話なんで、議案としてはどういうふうになるんですかというふうに聞いておるんですけども、これ、来年の3月末までに5万3,182.31を取得しますという土地の取得についての議案でしょう。金額は2億7,599万2,000円ですと。これが3月末までに買えなかったら、この議案としては、例えば3,000㎡が買えなかったら5万ですと、2億5,000万になりましたと、こういう変更のとり直しはしなくていいんですかと聞いている。

○委員長（谷口重和） 山下参事。

○建設・環境課新名神推進室参事（山下仁司） 失礼いたしました。

土地取得の議案につきましては、年度というくくりではなく、財産取得という形で議会の承認をいただくというものというふうに認識をしているところでございますので、先ほど予算とちょっと入りまじった説明をしてしまいましたけれども、今般、議案として提出をさせていただいている分につきましては、引き続き、28年度でもそのまま進めさせていただきまして、最終このとおりでない場合につきましては、変更という形、当然、途中の議会、委員会でもご報告はさせていただきたいというふうに思うんですけども、最終的に最終の形を報告させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） いや、そういうことを聞いておるんじゃないかと、予算としては2億7,599万2,000円を取っていますけれども、買えなかったら明許繰越になって、その分は28年度に買えたとしたら、28年度に再度出てくる分の1件の予算があります。それと合わせた分として、28年度の予算は予算として1件としてまた議案が上がるわけですね、28年度分は。この明許の分と合わさって、そちらのほうで合算されるのか、27年度中に変えた分は、もうそのままになって変更されるのかどうかだけを聞いている。今のあれから言うたら、明許で送られていくから、もう予算は

27年度の中にあるから、それは1件として取り扱っておきますと、この中に入れてという説明だけれども、それでいいのかなというふうなことを聞いておる。

○委員長（谷口重和） 山下参事。

○建設・環境課新名神推進室参事（山下仁司） すみません。今般の中に入っています土地の議案につきましてのそれぞれの土地につきましては、今般お願いするということでございますので、それを28年と一緒にして変更するとかいうことではなく、これでいかせていただくということでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） だから、私が言いたいのは、5万3,000㎡の分と2億7,500万が連動しておるから、これ買えなかった分は、議案でとっておいたら、ずっと買えなかったら、議案のとったままになるでしょうということを言うておる。あなたは買えるつもりで28年度に明許に送ったら、それは買えるつもりで言うてはるけれども、それがいつまでたっても買えなかったら、この議案とそごが出てきた分の議案はどうするんですかということの問題が生じるので、これは範囲をとっているかどうかという話ですので、そのところはどうなっているんですかと聞いている。

言うている意味わかります。だから、これが30年とか35年たっても、その2筆が買えなかったときは、議案とっているんだけど、5万3,000㎡にならない議案を、5万しか買えていないのに、もう議案は5万3,000でとっているでしょうと。ずっとその3,000㎡買えなかったときにはどうするんですかと聞いておるので、5万㎡で27年度で確定させた分に変更し直すんじゃないですかと聞いておる。

○委員長（谷口重和） 山下参事。

○建設・環境課新名神推進室参事（山下仁司） すみません。大変申しわけございません。

最終、今般、議案として土地取得として出ささせていただきまして、3月末までに購入見込みが立たなかった場合につきましては、3月議会でその旨を報告させていただく形になろうかというふうに思います。改めて28年度で、28年度予算分と含め、再度の、残って繰り越す分、購入できなかった部分につきましては、再度議案を提出させていただきまして、購入のほうをさせていただきたいというふうに考えます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） その辺、また一遍協議させていただいて、正確な議案のとり方について協議して、どういう方法がいいかというのは、また後々の3月末の時点で協議したらいいと思いますので、よろしくお願ひします。

それと、用地買収に入られるんで、その段階では情報というのは公開できないのかどうか知りませんが、この田んぼと山林と雑種地、それぞれの価格について、それは今は明らかにできないのか、それぞれ地目ごとの取得価格というのは、今は用地折衝中なので言えないのか。最終的には幾らでありましたということが、用地買収完了後は言えるのか。ちょっとその辺の地目による単価数みたいなものが、もし言えるならお聞かせ願いたいし、今は言えないと折衝中なのでということだったら、それはそれで結構ですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下参事。

○建設・環境課新名神推進室参事（山下仁司） ただいまのご質問に対しての答えなんですけれども、確かに、今現在、交渉中でございますので、きちっとした単価というのは、この場では控えさせていただきたいというふうに思います。ただ、それぞれの地目ごとで結構な単価差もございます。この場では、一応、平均という形でご報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず、田んぼの関係ですけれども、おおむね8,000円強ぐらいの単価となっております。平米当たりでございます。それと山林のほうにつきましては、おおむね3,000円程度でございます。これも平米でございます。それと雑種地につきましては、こちらも平米単価になるんですけれども、それぞれのその雑種地が隣接する土地の、要は今の使い方です、現況を見させていただきまして判断をさせていただきます。現在、土地購入のほうを交渉させていただいている部分につきましては、田んぼの隣接地ということでございますので、先ほど申し上げました単価と同額で交渉のほうを進めさせていただいております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） はい、結構です。

○委員長（谷口重和） よろしいですか。

○委員（稲石義一） はい。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第75号、土地の取得についての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(谷口重和) 挙手全員。よって議案第75号、土地の取得については、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号、宇治田原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長(田中雅和) それでは、議案第77号、宇治田原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部変更につきましては、宇治田原浄化センターへの1日当たり最大流入汚水量が平成28年度中に現有能力を超える見込みでありますことから、処理能力を拡大する目的で、現在、宇治田原浄化センター及び郷之口中継ポンプ場の機械、電気設備増設工事を4億410万円で、日本下水道事業団に建設工事委託をしております。今回、委託先の日本下水道事業団が工事発注する際、設計を見直したことで、入札による請負額が減額したことにより、変更後の協定金額が3億4,307万円となることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、野田課長からご説明申し上げます。よろしくご審議賜りご可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(谷口重和) 野田課長。

○上下水道課長(野田泰生) それでは、議案第77号の説明資料のほうでご説明申し上げますので、説明資料の一番後ろのほうにカラー刷りで2枚、処理場と中継ポンプ場の平面図を載せておりますので、そちらのほうをご用意お願いいたします。

まず、1枚目のほうの図面でございますが、こちら処理場の図面でございます。今回の増設工事は主に赤色で表示しているところでございます。右側のほうの③番の最初沈澱池1、その左側の④番、好気性ろ床1の機械電気設備の増設を行っているものでございます。

増設工事のほうは、ほぼ完了してまいりまして、その生産見込みによりまして、昨年9月議会に議決をいただきました現在の日本下水道事業団との協定を減額変更しよう

するものでございます。

昨年の当初協定後に増設工事の計画見直しを行い、見直し後の設計により、日本下水道事業団が工事発注を行いましたので、その見直しによる当初協定からの工事内容等の変更を減額しております、その主な内容のほうでございますけれども、資料1枚目の左側のほうの赤線枠で囲っているところをごらんください。

赤線枠の上段の箱でございますけれども、処理場の当初協定概要でございます。処理能力、日最大3,100m³を3,900m³にするもので、その下の赤線枠、変更協定を見ていただきますと、施設能力、施設規模の変更はしておりませんが、計画見直しによりまして、赤字のポツのところでございますが、まず次亜鉛注入設備工事を中止、延期いたしまして、その中止によりまして3,200万円の減であります。これは、現在、処理水を田原川に放流する前に行っている消毒設備が、初期対応の手動による固形塩素投入であるものを、次亜塩素酸ナトリウムを処理水量に応じて、自動的に注入する設備とする予定でございましたけれども、まだ当面の流入量からは現在の手動対応でできるものと考えまして、設置工事を先送りしたものでございます。

2番目に、運転監視システムの見直しにより910万円の減であります。これは、現在のシステムを増設工事に伴いまして、システムを更新する予定でございましたけれども、現在のシステムを改良し活用することとしたものでございます。

最後3番目に、日本下水道事業団が工事発注した際の入札請負残額でございまして700万円の減であります。

以上の処理場の計画見直しにより、処理場分といたしましては当初協定から4,810万円を減額するものでございます。

続いて、資料の2枚目のほうでございますけれども、資料2枚目の中継ポンプ場をお願いいたします。

こちら左側の赤線枠のところを見ていただきますと、上段が中継ポンプ場の当初協定概要でありまして、送水ポンプ能力、時間150m³を時間300m³に、ポンプ台数2台を3台にするものでございまして、その下の赤線枠、協定変更を見ていただきますと、処理場と同様、施設能力、施設規模の変更はしておりませんが、計画見直しによりまして、赤字のポツのところでございますポンプの仕様の変更でございまして、そちらで300万円の減。次に、処理場と同様に運転監視システムの変更で908万円の減、最後に入札請負残額で85万円の減、以上の計画見直し等によりまして、中継ポンプ場といたしまして1,293万円を減額するもので、資料1枚目に戻っていきますと集計

表をつくっておりますので、資料1枚目処理場のほうに戻っていただきますと、左側の赤線枠の一番下でございます。こちらを見ていただきますと、協定金額の処理場中継ポンプ場の合計内訳となっております。合計で当初協定金額4億410万円を6,103万円の減額となりまして、変更後の協定金額を3億4,307万円とするものでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） この全体の4億410万円の当初協定、これ26年度は全額繰り越しですね。そうしますと、これ事業団の方に支払いの状況なんですけれども、26年度は一切払っていない、27年度の頭に前払いはされているかな。そこからちょっと聞きたいと思う。

○委員長（谷口重和） 野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） たしか中間払いといたしまして、事業団の経費の部分でございますけれども、管理諸費の一部を払ったかと記憶しております。すみません。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） いや、それは26年度はゼロ円ですね。27年度の頭で前払いの、4割とかいろいろあるんでしょうけれども、事業団との協定の中で最初に何か払って、中間払いして精算ということからすれば、今の段階でいえば、払った部分、どういう順序で払ってこられたかというのをちょっと聞いておきたいなと思ひまして。

○委員長（谷口重和） 野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） 26年度におきましては、協定金額全額を繰り越しいたしましたので、決算額はゼロでございます。27年度に入りましてから、後ほど再度確認したい部分もございまして、工事費につきましてはもちろん払っておりませんので、事業団に対する事務費でございますけれども、そちらの管理諸費とっておりますけれども、事業団の事務費分、管理諸費の一部を管理諸費の前金として支払ったかという記憶がございますので、念のため、また後ほど確認はしたいと思っております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そうしますと、その一部を払っただけで、変更の3億4,300万の大半がまだ支払っていないということで、なぜかというたら4割払ったり、年度をま

たがって払っておいたら、これ結構6,000万ほどの分を合わさって払っていたら、返してもらおうとき大変だなと思いましたが、今のところ、そういう事務費の一部を支払ったということです、それで結構です。

こういう大きな差額が出たときはそうなのでしょうけれども、それ以外の部分で入札差金ぐらいが出たときには知れているんだけど、こういう設計変更の大きなものが見直しの中で出てきたら、当初の協定は何だったんだということになるので、去年の話ですので、1年ちょっとたったうちに、その次亜鉛の部分はよくなったとか、もう設置しなくていいなというのも1年前の話なんで、それを今の段階で見直して減額するというのは、ちょっとその当初の設計が何だったんだというふうに思いますので、そういうことも含めて、きちっと今後はそういう設計段階から、そういうこともあわせて点検しておく必要があるのではないかなど。こういうのがたびたび起こると、事業団協定について疑義を挟まざるを得なくなりますので、その点については今後留意してほしいなというふうに要望しておきます。終わります。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第77号、宇治田原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第77号、宇治田原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部変更については、原案どおり可決すべきものと決しました。

さきの審査とあわせて、以上で、今回、総務産業常任委員会へ付託されました7議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、総務産業常任委員会委員

長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

この場で暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 2 時 2 7 分

再 開 午後 2 時 3 0 分

○委員長（谷口重和） 休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第 2、第 3 四半期の事業執行状況（変更）についてを議題といたします。

まず、建設・環境課のうち建設課所管分について説明を求めます。光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） それでは、手元に配付をしております執行状況の変更についてご説明を申し上げます。

まず用紙の 1 枚目でございます。5 番の集落内生活道路改良事業の繰り越し分でございます。これ禅定寺地区内の 5 の 4 号線の事業を実施しております。備考欄に用地継続ということで書いておりますけれども、これは今現在用地交渉を行っておるわけでございますが、現状を見ますと崩落等の状況が一部見られるということで、近接の方から何とか対応してほしいという旨がございましたので、その部分につきまして一部工事発注を行いまして、ここにアスタリスクで書いておりますけれども農林改良分のみ先行発注いたしまして、残りは用地協議完了後に発注する予定ということで進めておるところでございます。

もう一点ございます。一番最後のページでございますが、16 番の道路施設修繕事業費でございます。これは橋梁修繕工事ということで 3 月完了予定で実行する旨ご説明申し上げたところでございますが、8 番にございます道路施設の長寿命化の修繕事業、こちらのほうとリンクをいたしておりまして、道路の修繕事業のほうの請負がかなり落ちたということで、そちらのほうで執行できる分が出てまいったことから、こちらの橋梁修繕工事の分を割愛させていただきたいということで修正をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手を願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて建設課所管分の質疑を終了いたします。

次に、環境課所管分について説明を求めます。三好課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） それでは環境課所管の事業執行状況の変更について申し上げます。

一応経過報告みたいな感じになるんですけども、1番の小型家電リサイクル推進事業ですけれども、10月1日から実施を開始いたしまして10月は重量40キロ、11月は20キロの持ち込みがありました。

それと3番の薪・ペレットストーブのある暮らし推進事業ですけれども、11月にペレットストーブの1件の申請があり、合計で3件のストーブの申請がありました。5番のソーラーは変更なし、そのとおり11月20日に入札をいたしております。以上です。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて環境課所管分の質疑を終了いたします。

次に、日程第3、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、産業振興課所管に係る宇治田原町観光振興計画（素案）について、当局より説明を求めます。下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 9月に素案、中間報告という形で報告させていただきました宇治田原町観光振興計画について、素案が完成しましたので報告させていただきます。

まず、中間報告から今までの経過を説明させていただきたいと思います。

9月の常任委員会で素案中間報告をしまして、その後専門部会での10月29日の会議で修正点がございました。計画の目的を前向きな文面に変更する、また推進体制の名前とイメージ図をわかりやすくすると。それと4つの方針をもう少し具体的に記載する、エリア別の方向性をもう少しわかりやすくする、目標入れ込み客数の設定をすると。

その後観光によるまちづくりフォーラムでの追加項目といたしまして、これは11月17日に住民向けに開かせていただいたものです。その中で出ました住民の意見を計画のほうに追加記載させていただいております。

その次に12月8日ですが、策定員会を開催させていただきました、そこでも修正が何点か入っております。町の強み、弱みのところで内部要因、また外部要因を分けると。また田原祭を資源として記載すると。また、桜・もみじの植栽を検討する文面を抽象的に記載してはどうかというような意見をいただきまして、修正させていただいております。

す。

それでは、お配りさせていただいております観光計画の素案に基づきまして、前回報告させていただきました計画から内容的に変更させていただいた箇所について説明させていただきます。

○委員長（谷口重和） 下岡参事、時間がかかるようでしたら座って説明してください。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） はい、失礼して座らせていただいて説明させていただきます。

それでは開いていただきまして、2ページから説明させていただきます。

2ページと3ページですが、文言にはそれほど変更はありませんが、記載する順番と見出しの文句を変更させていただいております。「お茶の京都、日本遺産そして世界遺産へ」という見出しが前だったんですけれども、今回「観光によるまちづくりを始める好機の到来」と変更させていただいて、最初に持ってまいりました。前回の中間報告時は、「地域の課題がいろいろとある中、今種をまいておかないとこのままでは町がだめになる」というような書き方でしたが、「オリンピックや新名神開通など絶好の好機が到来しているから観光に取り組むのだ」というような前向きな書き方に変更させていただいております。

続きまして4ページをごらんください。

ここでは計画の位置づけのイメージ図を追加で記載しています。ただいま町で策定中の第5次宇治田原町まちづくり総合計画と、まち・ひと・しごと創生総合戦略のまちの活力戦略「町に若者を呼び込み、働く場を確保」の分野の一部を観光振興計画が担っていくという意味で、2つの計画を貫くようなイメージ図を追加させていただいております。

5ページは変更ございませんでしたので、6ページをごらんください。

前回、観光まちづくりプロジェクト会議の設置と記載しておりましたが、会議の名前が長いとの指摘がありましたので、観光まちづくり会議と改めさせていただいております。また、イメージ図につきましてもわかりにくいとのご指摘がありましたので、どういった人が主要メンバーとして参画するのかわかりやすいように訂正させていただきました。

観光協会の設置に向けた検討も、この中でしていくこととなります。観光産業を持たない本町ですので、観光協会を実際につくるというのはかなりハードルが高いのですが、プレイヤーもそろっておりますので、可能性の検討ということで記載させていただいて

おります。

7ページから8、9、10ページは中間報告時と変更がありませんので、宇治田原の分析をしています、飛ばさせていただきます。

11ページをごらんください。

11ページですが、住民の方のご意見を聞くため、11月17日に宇治田原町の観光によるまちづくりフォーラムを総合文化センターで開催いたしました。その中で、最初に策定委員会委員長を務めていただいております麻生先生に、現在策定中の宇治田原町観光振興計画素案の説明を兼ねたご講演をいただきまして、その後6班に分かれましてワークショップを実施いたしました。

ワークショップでは「満足しているもの」と「あればよいもの」の2つの方向で意見交換を行っていただき、最後にグループごとに発表していただくという形で進めさせていただきました。そのワークショップでの結果を4つの分野にまとめたものが、下の図のようになります。

傾向といたしましては、緑色の丸で囲まれた「満足しているもの」が上の2つのおもてなし分野と地域資源の分野に隔たりました。おもてなし分野では人情や茶文化、また地域資源の分野では空気、水、茶畑、田園風景、四季折々の趣などの自然とお茶という意見が多くあり、また農産物、寺社、歴史という意見もありました。

一方、紫色の丸で囲まれました「あればよいもの」は、観光基盤と情報発信の分野に隔たりました。また、この2つの分野では、満足しているものとして挙げられたものがございませんでした。まず、交通が不便という意見が一番多く、次に食に関するお店、レジャー施設等がございました。観光するなら温泉を掘ってはどうかとの意見も出ていました。また、働く場、質の高い教育という観光とは少し離れたような意見も出ておりますが、これが出てきた背景は学生も含めたもっと若い人にまちで活躍してもらうことで、まちに活気が出るという思いから出てきた意見となっております。

隣のイメージづくりや情報発信の分野では、はっきりとした町のイメージがない、町内での情報の交換、関係者のネットワークの場が必要だとの意見、また自然系のマップや外国人対応のガイドマップも必要ではないかとの意見がございました。

次のページ、12ページをごらんください。

宇治田原町の強みと弱みです。ここでは前回中間報告でお示しさせていただいたときには、内部要因と外部要因が混在した形での記載となっておりますが、わかりづらいとのご指摘がございまして、新名神、お茶の京都、旅行者のニーズ、訪日外国人、近隣

自治体の取り組みについては外的要因としてそれぞれ強み、弱みの枠内で分けて記載させていただきました。

次に13ページお願いいたします。前回報告時と変更ありませんので、ごめんなさい、飛ばさせていただきます。

14ページをごらんください。

観光振興計画は4つの方針で進めてまいりますが、その1つ目です。それぞれの方針ごとに短期、中期、将来イメージに分けて整理しております。今回はその中の作成例を、前回のときに比べもう少し具体的な表現に改めております。

このページでは、「観光推進力づくり」、「おもてなしマインドの発揮」ということで整理しております、ページ中ほどの短期の施策例をごらんいただきたいと思います。おもてなしマインドを磨いてもらうための観光講座ということで、以前の記載に比べ講座の目的をより明確にしております。次に、お茶漬け給食を追加させていただいております。また、イベントの名前もふるさとまつり、婚活事業、食のイベント等を明記させていただいております。

観光まちづくり会議は情報の交換、関係者のネットワークの場の創設ということで、中期から短期へ変更させていただきました。

次に、15ページをごらんください。

「観光魅力の創出」、「お茶に触れる」「里山、田舎、歴史文化を体感する」ということで整理しております、出だしのリード部分の文章の3行目に、「田原祭、三社祭などは近隣でも類を見ない規模、歴史を誇る」などという一文を追加させていただいております。

ページの中ほど、短期の施策例をごらんください。前は最初の項目を分けて記載しておりましたが、着地型観光プログラムや名物の掘り起こし、開発を支援するための助成制度創設ということで、1つにまとめさせていただきました。

2つ目の緑茶発祥の地としての文化やお茶漬け等を体感で拠点整備等の支援と、それと民宿等の宿泊施設整備支援を追加させていただいております。

16ページをごらんください。

「観光基盤の整備」、「体験時間・空間の環境を整える」ということで整理しております。ページの中ほど、短期の施策例をごらんください。「永谷宗円生家の来客駐車場を整備」という言葉を追加させていただきまして、場所を特定させていただきました。トイレ整備は前と同じですが、次の交通事業者と連携し、バス停や車両等に観光案内機

能を整備ということで、バス停より枠を広げて記載させていただきました。

また、4つ目で、茶文化等を体験できる新たな観光施設の設置に向け、民間活力の導入を検討ということで、前回中期の施策例で書かせていただいていたものを前倒しさせていただいております。

中期の施策例をごらんください。ここでは温泉開発の調査研究、スポーツイベント等を招致するための交通整備を追加いたしました。

17ページをごらんください。

「観光情報発信」、「イメージづくり情報発信強化」ということで整理しております。ここではリード部分の後段を少し変更させていただいております。前回はお茶の京都事業に乗かってやっていくというような記載でしたが、宇治田原のよさをコンセプトを持って発信するという記載に変えさせていただきました。変更した部分は4行目からですので、読ませていただきます。「今後は宇治田原町が持つ自然、空気、水、文化、人が奏でる独特のリズムが感じられる時間や空間、グリーンティーリズムをコンセプトにイメージを醸成し、タイムリーかつ的確に情報発信を行います」の、この部分です。

次に、短期イメージ、短期の施策例をごらんください。今回は全体的に曖昧な表現となっておりましたので、もう一步具体的に記載し直しております。順番に読み上げさせていただきます。「町観光まちづくり会議の設置により、観光分野で活躍する人・団体を組織化し、情報交換や情報発信、人材の育成を推進、またわかりやすい観光・情報に特化したポータルサイトの構築、観光案内のマップやガイドブックの充実、全国のハート形を持つ市町村と観光分野で連携、緑茶発祥の地としてのイメージ戦略のため、永谷宗円生家を中心に各種メディアを積極的に招致」、以上のように変更させていただきました。

18ページをごらんください。

ここではエリア別の方向性ということで、前回もお示しさせていただいておりますが、今回もう少し説明を厚くさせていただきましたので、ご説明させていただきます。エリアは、お茶のビジネス、田舎暮らし体験、観光ネットワークの3つのエリアに分けてございますが、宇治田原を3分割するのではなく、お互い重なり連携した形のエリアとしております。307号線沿いやインターチェンジ付近は交通量も多く、来訪者の消費活動の中心となることから、観光推進の拠点設置にふさわしいお茶のビジネスエリアとしております。幹線道路から入り込む各集落は、自然が豊かで住民と来訪者が交流できるエリアとしております。また、くつわ池自然公園、永谷宗円生家、猿丸神社と禅定寺な

ど、来訪者の多い観光資源をつなぎネットワーク化することで、面としての魅力づくりを目指しております。

最後に19ページをごらんください。

ここでは計画目標のところ、観光入込客数を12万人から20万人とする目標を記載させていただきました。また、入り込み客数の消費額を把握し、経済効果を算出することを明記いたしました。以上が9月の中間報告からの変更点の説明となっております。

あと、これからの今後のスケジュールですが、12月中にこの素案をもってパブリックコメントを行いまして、1月中ごろには打ち切りをさせていただきまして、その後専門部会、策定委員会を開きまして2月中に答申・計画策定までいく予定をしております。また3月には議会報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上で観光振興計画素案の説明を終わらせていただきます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 順番にいきますね。

まず、6ページの観光まちづくり会議なんですけれども、この宇治田原町観光まちづくり会議の主要メンバーというのが下の図の中にあります。茶業関係者、茶体験プログラム実施団体、観光業関係者、で宇治田原町という形になりますけれども、その構成のあらかたの姿みたいなものはどのように考えておられるのかですね。それと28年度に立ち上げということでございますんでしょけれども、どれぐらいの時期に立ち上げる予定なのかお聞きします。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 観光振興計画を策定しましてすぐに立ち上げていきたいと考えております。実際に何月というふうにはまだちょっと予定はしていないんですが、それとまた主要メンバーですが、今部会のほうに参加していただいているメンバーと、あとそういうプレーヤーとしてやっていただけるような方もおられますので、そういったあたりを想定しまして、今後その中で連携をしながら、プレーヤーさん同士の連絡とかそういうふうなこともなかなか今までございませんでしたので、そういう場ということでの、意味合いでの会議の場にもしたいと思っておりますので、その中でいろんなことをちょっと話をさせていただいて、若い人材等を育てていけたらなと考えております。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 早い時期に立ち上げて、中心メンバーは現在の専門部会のメンバーがいっぱいいますので、ということです。ここに宇治田原町というのがそのメンバーの中に入っていますけれども、この宇治田原町観光まちづくり会議の中に占める宇治田原町、行政側の役割というのはどういうことを考えておられるのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 本町は、改めて思ったんですけれども、観光のまちでは今のところはっきり言ってございません。これから観光でまちづくりをしていこうと考えておまして、宇治市さんのように平等院とかがあればそこにお金をかけていくというのがうまいこといくような感じなんですけれども、けれどもうちはそういう確実に人が来ていただけるような施設もございませんし、そういったところに多額のお金を投じるのもいかなものかなというようなこともございまして、まずは人材のほうを育てていけたらなど、それも若い人材。今のところ何人かそういうような方ともお知り合いになりまして、そうしたところに力を入れていって種をまいていけたらなど思っております。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） いや、私聞いているのは、宇治田原町がそのまちづくり会議に占める役割を聞いておるんでね、事務局を司るのか中心的役割を担うのか、専門部会メンバーがこの「一定の独立性の確保も必要となることから」と書いているんで、自立して主体的にやってもらうについては行政が、ね、一定の距離を置いてやるのかどうか。その辺のあたりを聞いておかないと、この観光協会の前身の役割をまちづくり会議にして後々は観光協会に移行したいということが書かれているんで、そういうことやったら28年度からどういうふうに取り組んでいくんやと。そして主体的にその組織を自立さすんやったら、行政は手を引くんかどうかという話ですよ。

私はもともとと思うとったんは、計画の推進体制が初めにぼんと出てきよるんで、先ほどの修正案の中に最初にこれが出てくるのがええねやいう、委員会なり専門部会の言葉やってんけどね、私は全く反対で、戦略をきちっと、総合戦略なり総合計画を推進する前期の4年間できちっとこのことを形づくっていかないと軌道に乗らないと思っておるわけですよ。こんなことに手を取られとったらできるものもできんようになるんちゃうかというふうに思っとるんで言うるとるんやね。

こういうようなものを立ち上げてやるのは、一定町が責任を持って軌道に乗せて、基

盤整備も全部できてというならわからんことないねんけど、28年度からやったらこれの人の折衝とかこういうのに手間暇かかって、時間ばかりかかって、町の産業の観光係がそれに時間をとられて、主にやらんなん4つの政策の部分の主体的にやっていくについて、ね、こっちに時間とられて。こっちがやってくれはるんのやったらええで。推進体制と書いてあるさかい、今の計画を推進してくれるのはこの体制に任せてええのかということをお聞きしておるんです。それで行政は手を引くんかと。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 観光業界とかもございしますが、うちのほうとしましては先ほどもちょっと話させていただきましたけれども、人を確実に呼べるような資源というのがまだございせんので、まず人を育てていって、それでその中で芽が出そうなところにお金をかけていくというのがいいのかなと。また、民間の力がないことにはやっぱり観光というのはやっていけないというようなところもございしますので、行政が余り先走ってしまいますとそれについてくる人がいないとか、そういった問題もあるなというような、いろいろと考えまして、うちの観光ゼロからスタートの場合はそうした人をまず育てて、それでいろいろ種をまいて、その中で自立していただいてやっていきたいなと思っております。

2年もかかって観光の具体的な案も示せないのかというようなこともございしますが、目玉というのはなかなかないんですけれども、話の中でいろんな方と出会いまして、またこれからどうしていったらいいのかというのはそこからちょっと始めさせていただきたいなという思いがございします。事業も全くしないわけではないんですけれども。

それでこの位置づけですけれども、町もこの中に入って話を聞きながらまたそのプレーヤーさんごともネットワークをつくってもらって、その中で進めていきまして、手を引くとか手を引かないとか、まだ今の段階ではまだはっきりとわかりませんが、そういう場を設けてやっていかないことには進まないなというふうなところら辺でつくらせていただきたいと思っております。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） これが初期の段階でしっかり10カ年の計画なり、将来のことも含めてどういうふうに進めていきますかということをお聞きしておるんですね。

あなた方の計画で言えば、この10カ年の13ページのイメージ図みたいなありますね、観光振興計画の展開イメージについて、短期イメージ、中期イメージ、将来イメージ。こういった部分に4つの方針について、どこが中心にやっていきますかというた

ら推進体制というのがしょっぱなに出てきよって、それは観光まちづくり会議なんですよと言うから、ここがやってくれはんねんなということを知っておるわけですね。それは若い人の人材も必要でしょう、そんなん人を育てるのには1年や2年でいかへんわけで、それにも地道な活動が必要ですよと、そういったときに本当にこういうようなことで任せておいて、最初の短期の1年から5年がきちっと形づくれるのかというのを、私疑問に思っています。

もう一つは総合計画と総合戦略の前期というのは5カ年じゃなくて4カ年なんです。28年から31年度までと、これ1年このほうがイメージで言えば短期イメージは1年長いんですけどね。そこの総合戦略の4カ年の間に観光も含めてさまざまな対策をきちっと練って根づかさなあかんわけですね。そのときにこの観光まちづくり会議というのが本当に初年度から5年間の間に機能していくんかどうかというのに疑問を呈しているわけです、私は。なおかつ独立性の確保も必要やから、これ独立した組織としていずればひとり立ちしてもらわんなんわけですよ。その主要メンバーの中できちきちっとそこの事務局をよそに持ってちゃんとその計画を推進してくれはんねやったらよろしいよ。そこが町が立てた観光推進計画を、観光まちづくり会議なるもの、観光協会の前身の名称のところをきちっとやってくれはんのかと、そういう確認をしておきたいですよ、私は今回のこの計画については。で、ばらばらになってね、その組織が解体するようなことが、空中分解するようなことがないように、きちっとやっつけていかなんですよ、これね。そしたらそれはまず28年度から設置したここをきちっとしたらんなん、そういうことを行政はどういう考え方でこの観光まちづくり会議に対応していかはるんかを聞いておきたいなということを知っているんです。

この辺について理事のほうはどうなんですか、これ。考え方としては。今参事が答弁したような内容できちっとこの観光振興計画が軌道に乗っていくというふうにお思いなんか、それと先ほども言われたように総合計画との関係もありますのでそれともというような概念図も書いてはったわね、ここに。4ページか、そのことからすればなかなか私としては難しいんじゃないかなと、こっちを総計の前期の4年と創生総合戦略の4カ年、議事とリンクさせてやろうというあの計画について後々のことも言いますが、後で。個々具体的な事業づけも含めて観光振興計画のほうの方が甘いんちゃうかということをおっしゃっていただいても、まず推進体制としては皆さん方はこれを中心にやっつけていきたいというのが専門部会で意見が出たと思うんですけども、本当にそれで行政は一定の距離を置きながらここに任せることが、現実の問題として可能なんかどうか

ね、そこを聞いておきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） ただいまのご質問でございますけれども、きょうまでの経過からいたしますと、部会の方々を含め、全てスタートの時点からお任せをするということについてはなかなか厳しい面があるのではないかというふうに、私もこの委員会の中に入れておりましたんで、そういう意見もある中で今申し上げました厳しい面もあるんじゃないかなというふうに考えます。

したがって、この観光まちづくり会議の一定の独立性も必要だということで、最終的な分野では自主独立といったことが望ましいというふうに思いますけれども、ご指摘いただきますようにその時間的な問題、促成栽培といいますか短時間のうちにといったこともなかなか難しい面もあろうかというふうに考えますので、こういったことに関しましてはやはり当面、スタート時点においては一定行政のほうで体制づくりを担うといいますか、力を注いでいく必要があるのではないかと。それが今、先ほどからご指摘いただいていますように、どっちもつかずになるということが一番我々としては避けなければならないということだと思いますので、そのあたりを今後計画推進の体制をいかに確立するかということも含めて考えた折には、一定、1年とか2年とかという前期の4年、5年というそのスパンの問題もありますので、それがうまく回るような形で仕掛けをしていく必要があるのではないかというふうに考えるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そしたらこの組織を行政が丸抱えにして、日程調整から委員さんの調整まで全部やっていって、それでそれぞれ、その1つのまちづくり会議の中に3つぐらいの部会を設けて、それぞれごとにエリアごとも含めて先ほどのやっていくとしたら、行政が今まで以上の汗かいていかなという、具体化しようと思うたら。僕が言うのは、そういうことを初年度からやったら本当にやらんなんことがでけへんのん違うかというふうに思うとるんやけど、この辺の体制もきちっとやって計画を着実に進めていけるという、具体的な観光まちづくり会議の事務局の持ち方も含めて具体的にどう考えてはるんかな。ないのにそんなん書けへんでしょう。

○委員長（谷口重和） 光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 観光まちづくりの会議につきまして、主要なメンバーということでここに記載をさせていただいておるとおりでございます。やは

りこの中できょうまでそういう活動に対して携わっていただいている方、興味のある方も中にはいらっしゃいますので、そういった方に中心になっていただいで働きかけて運営していただけるように持っていくのが基本的な考え方というふうに思っております。そのことに関しましては、当初の段階やはり一番最初、スタート時点ではどうしても一から全部どうぞというわけにはまいらないので、行政としても一定時期までという制約はつけなければいけないと思いますけれども、そのあたりまでは事務局としてもかかわっていった進めるというのが、先ほど来下岡参事のほうで申し上げている内容になるかというふうに思うところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） これ、全体的に書いていることが抽象的な表現が多うて、ね、具体的にどこの方向に向かっていくかというのは、先般全協で説明を受けた総合計画なり総合戦略と比べると、そういう部分が多いんですよ。総花的にいいことだけが書かれていて、実際どういう事業でそのところを仕上げていくのかというのが書かれていない。総合戦略のほうは既存の事業とこれから取り組むべき事業なんかもきちっと書いてあるし、目標数値もちゃんと掲げてあるしね、あれからしたら具体的に実施計画につなげるのはすぐですよ。ところがこれ、そんなことが書かれてないんで、観光まちづくり会議でそのことを位置づけして実施計画なりを策定していこう思うたら、大変なボリュームの作業をしやな。

民と官が半分ずつとして半官半民でやるとしても、この組織を、そんなん大変なことですよ。向こう10人とか15人来よったら、こっち1人の係長対応ではそんなもの調整つかへんですわ。今まで以上に勢力を取られるわけですよ、これ。そんなものは後でやったらええのちゃうかと私思うとるんやけども、そうやなくて1面に最初のところに出ておるから、これを中心にやっていこうと思うてはんねやったら、それに任せといたら今言うてるような観光の、いえば人口減少対応の1つの消滅自治体としての生き残りをかけた総合戦略の一つやいうて、国は観光を示しとんねやからね。そのために策定しているやつについて、ほんまにどっちつかずになってしまうんちゃうかなと、性根を据えて最初の4年間にやり遂げるぐらいの気持ちがないとあかんのちゃうか言うてんのに、こんなんやったらやり遂げられへんのちゃうかなと思うとるねんけど、そうやないでと、しっかりやっていくんやと、いうてみたら後々1年ずつ検証したらええことなんやね。

当初予算にもここに書かれてへんようなやつが全部出てきたら、それはどこで決めんねやという話になってしもうたら、やっぱり観光まちづくり会議の1回目を開いて後々

やっていく、28年度から決めていくんやというんやったら28年度の頭は決まらないことになるんでね、どこで決めてんて言いよったら、いや、役所で決めましてんと言うわけにはいかへん。だからそういうことからしても、どっちつかずになるのん違うかと思うとるんやけども、そやないのやと言うてこの場で私の意見を立ち消えさせてこういことやるさかいに安心してくださいという書き方やな、この書き方から見たら。

副町長、これどう思われますか。これでやっていって本当に、私が言うてるんは5年とか10年とか将来的なイメージ図じゃなくて、私が思うてるのは総合計画と総合戦略の4カ年の間にある程度の方向性を形づくらんと、この観光振興計画も根づかへんのちゃうかなと、こう思っとるんですけど、そのことからすれば組織のつけかえというのが非常に難しいで、これ。

それで、人がすることですのでそれぞれの団体が入ってきよるんで、それぞれの尊重しとったらそんなものいかへんですよ、これ。それぞれの言い分を好き放題言わしとったら。そういうことからしてもなかなか初期の段階は難しいんじゃないかなと思うとるんですけども、いや、そうじゃないねんと、こういう案を副町長も含めて素案として示してきはったんやから、このことについてどういう考え方を持って素案に入れ込まはったんかというのを、ちょっと聞いておきたいんです。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） この6ページのまちづくり会議につきまして、今稲石委員さんがおっしゃっている中身を聞かせてもらっていましたが、明確にじゃ、どうするかというような具体的にちょっと答えづらいところもあります。十分議論したから素案になっているんだというご指摘もなんですけれども、今後やはり観光振興全体を見ますと、ここにも書いていますように、やはり住んでよし、訪れてよしとこの趣旨からしまして交流は当然あり、観光によって観光の産業あるいは訪れる方の定住につなぐ、そういったいろいろな思いがあってこういった観光振興計画をつくっているわけですが、それを具体的にご指摘のありました6ページのこの会議につきましては、いま一度十分、もう一度改めて検討し、そして本当にこの振興計画は確かにおっしゃるように具体性のところについては私もそういった、具体的に何をするんだというところの見えていない部分あるかもしれませんので、そのあたりも含めまして具体 なるものが記載なり検討できるんかというのも含めまして、それを具体的にじゃ、どうしていくのかという組織の話につきまして、もう少し今のご指摘を踏まえまして改めて内部の議論を進めていきたいと考えますのでよろしくお願いします。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） この町の観光まちづくり会議、これが観光協会にきちっとつながって、それで来年度早々からそういうようなものを立ち上げて、いつぐらいをめどに観光協会に移行するのか、そういうことがないのにただ希望だけでそういう組織、よその観光協会があるからじゃなくて、あんなよその、他の市町村にある観光協会なんか前身からかなり長い歴史の中で10年、20年かけて今の観光協会になつとるんやからね。そんなん今のこんな、ね、5年や10年で宇治田原町の観光会議が観光協会になるのかどうかいうのはほんまに疑問なんで、そんなことしてるいとまはないのちゃうかなというように思いますので。

1つだけ、観光協会に法人化したりそういう組織がえをできるような目途いうのはどれぐらいの時期に思うてはるんか、それだけこの会議について聞いておきたいと思いません。それは事務局でいいです。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 観光協会の設置を検討ということで、まだこの会議を進めていく中でちょっと考えていきたいと思っております、はっきりいつという目途は今のところございません。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 次は14ページ以降の4つの方針なんですけれども、その前の13ページに体系図みたいなん書いてあるんで、これを踏まえながら14ページの1から4つの方針があります。

1つ目はこんなものかなと思うんですけれども、次の2つ目の15ページですね。ここでいろんなお茶に触れる、里山、田舎、歴史、文化を体感するとある、この里山いうのをどういうイメージで捉まえてはるのかだけ、ちょっと説明願いたいんですけれども。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） アンケートの中でも宇治田原は自然が多いとか、住民フォーラムの中でも自然ということがございますので、手の届く山ですけれども、そこをイメージしております。くつわ池も含めて考えております。町有林も考えております。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） くつわ池はわからんことないけど、町有林も含めて里山というのかどうかですのでね、里山のイメージいうたらもっと違うイメージやと私は思うんやけど

も、皆さん方イメージ的に思うのはね。今言わはったようなことじゃなかなか。それを
着地型観光プログラムの中でそれを充実させたりせんなんということ言うてはるわね、
この施策例の頭に。だからその里山というのはどういうイメージですかと聞いているん
です。具体的に言うてもらわんと。

○委員長（谷口重和） 光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 一般論の里山と申しますと居住背後地に存
在する山林ということで、もとより住民生活に非常に結びつきの強い山間というのが里
山ということで意味づけられがするところでございます。したがいまして、この中で謳
われております里山といえますのも、居住背後地に近い、そういった空間ということで
捉まえまして、通常の宇治田原町における生活、産業活動等と密接に関連づける空間と
いう形で考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） その、今施策例の1つ目言うるとんやけども、里山についてはわか
ったようなわからんような説明でしたんで、よろしいですけれども。その後新たな観光
資源というのが出てくるんですけれども、これ当初から2年間かかって新たな観光資源
を発掘しましょうとか、いろいろと鳴り物入りで振興計画を立てていくということだっ
たんですけれども、この計画2年たってまだ新たな観光資源という表現が出てくるとい
うのは僕はげせんねんけど、これどういう意味ですか。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 2年もかけて何をしているのかと言われ
るかもしれませんが、いろいろと探して2年間では出てこなかったですが、ほかのプレ
ーヤーさんとかほかの方たちと一緒に輪を広げてやっていけば、また新たな観光資源も
出るんじゃないのかなということで書かせていただいております。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 次の16ページなんですけれども、一番大事な観光の基盤整備につ
いて、「体験時間、空間の環境を整える」と、整えるところの皆さん方、官も民も含め
て協働でやりましょうとか、住民とどうのこうのて書いてあるのに、ここのところだけ
は明確にプレーヤーが行政となっているんですね。

もう一つ、交通事業者というのが出てくるんやけども、もう一つ意味わからんねんけ
ども、この観光のいろんな基盤整備をするのは行政だけじゃ、そしてサポートが飲食店

とか物販店の関係者とかJ Aとか出てくるんやけど、環境を整備するのは行政だけなんですか、これ。

交通事業者は後々の施策例のところにバス停や車両等に観光案内機能とか、看板提示とか音声とかそういうのがちょこちょこ出てきよるんやけど、もう一つそういう意味がようわからんのです、行政がやらんなん部分と私は民間がやらんなん分、事業者がやらんなん分とか、寺院がやらんなん分とかいろいろ役割分担があろうかというふうに思うんですよ。そこに何でプレーヤーが行政というふうに断定したのか、もう一つ理解できへんねんけど、どういう意味でこれ、どういう意見の集約の中でこうなったんですか。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 今現在考えられることがこの施策例で示させていただいているようなところなんですけれども、その部分に関しまして町と交通事業者ということで書かせていただいております。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） しっかり議論して答えてもらわんと、ここに書いてる施策例から言うたら4つ目の丸のところに、「茶文化等を体験できる新たな観光施設の設置に向け、民間活力の導入を検討」とあるでしょう。民間活力を導入するんやったら、新たな観光施設の設置に向け、いうたらこれ、民間ちゃいますのん、活力を導入すんねやったら。だから民間いうのが上に出てきやなあかんやん。

だからね、それぞれのところで言えば、交通事業者やさかい交通事業者て書いてあるのかもしれないけどね、そしたら宗円の駐車場やったら、この前の話からすれば区も含めて、行政だけじゃなくて区も事業主体になり得るわけですよ。だからそういうことも含めてトータルで書かんと、サポーターのところに入っているんじゃないかと主体のところに入れておかなあかんやん。その辺をきちっとやっておかんと、予算づけのときどうすんねやとか、この計画のときにどうすんねやいう話になるから、そしたらまちづくり会議でこう言うたら「これは行政がやると書いてるやないか」と、こう言いよるで。だからやっぱり突っ込んだ、これが後々予算にもつながっていきますよということも含めて、どういう、予算の案分をしたり財源配分をしたときにどこが担うんやということも含めて想定して書いておかんと。だから民間活力を使うんやったら、民間活力で書かなあかんやん。この辺についてちょっと答弁欲しいんですけども。

○委員長（谷口重和） 答弁できますか。下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 委員ご指摘のとおりだと思いますが、こ

の民間活力の導入というところあたりはちょっと想定している企業があるんですけども、ただ、まだ今こういう場でお話しするような段階ではございませんので、下の施策例のところには例としてぼやかして書いてございますが、今実際に動けそうなところのプレーヤーとしましては行政と交通事業者ということで書かせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 上のプレーヤーとかサポートというのは観光の基盤整備の全体にまたがるようなコメントが書かれていて、それが短期と中期と将来のあり方につながっているんでしょう、これ。その最初のプレーヤーとかサポーターというのは長期のところまで含んだ話でしょう、これ。短期だけのこと言うてるんじゃないでしょう。それからすれば私が言うてるように、民間活力やったら民間活力も書かなあかんし、集団茶園の、この前の一般質問にあった西ノ山集団茶園であればね、この集団茶園は西ノ山集団茶園のことですよ、これ、中期のところに出てくる。そういうような分の基盤整備はどうやいうたら、工場整備もバス停も含めて観光バスの案内所も含めての話出ていましたよ。そしたらそれは行政がやるのかという話になるからね、私は疑義を申し立てているんですよ。

そしたらこれはその法人の名前やら出てきやなあかんですよ、財源分担するねやったら。だからそういうことをきちっ、きちっと言うておかんと曖昧に書くから全部ええとこどりされるんですよ、「ここにはそんな集団茶園のそんな法人の人たちが負担するとなっていないやないですか」という話になるやん、これ。まちづくり会議に出いたら「そなん行政がやると書いてますやんか」と、こうなるから私はよほど注意をして細心の注意でこういうことを、文字を入れやんとあかんの違うかと言うてるわけよ。だから全ての面がええことばかり書いてあるけど、それはやっぱりそれぞれのセクターの役割によって財源も負担してもらわなあかんし、事業主体にもなってもらわなあかんですよ。こんなん行政だけででけへんですよ、宇治田原町中の観光の整備をするのに。

それで僕が言うてるのは、主体は行政がリードしてやらんとあかんと、財源もふんだんに出すけども民間も協力してくださいという姿勢を示さんと、誰もついて来いひんですよ、だから僕は言うてるんです、これ。だからそういうことを書いておいたら、この本当に一番言うてる基盤整備のところの項が一番大事なんです。だからプレーヤーにこの2つのセクターしか書いてへんこと自体が僕は問題ですよ。それで先ほどの言葉からしたらそういうこともごもっともやさかい言うんやったらそれ、それぞれ民間さ

んとかいうのを、文言修正をしてくれはるんかどうかね。

それと、先ほどのフォーラムで出たさかいて言うて専門部会とかいろんところで出ていなかった分をつけ加えて言うのに、温泉開発であるやろ。こんなんがある日突然ぽこっと観光振興計画に出てくるて、それはフォーラムで出ましたさかいに入れてんやと、それは専門部会なり策定委員会で認知されたさかいて言わはったらそれまでかもしれへんけど、よう考えてこういうことやっていかんとね。それもその中期のところに入ってるから。だからそういうことを含めて③の産業振興計画の観光の基盤整備についてのもう少しわかりやすい総括と、私の意見に対しての総括みたいなものでご意見あったら聞かせてください。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） このイメージとしましてうちのほうの考え方ですけれども、短期については目の前にあつてやっていけること、施策例となっていますので、できないことも、できるかどうかわからないようなことも書かせてはいただいておりますけれども。

それと中期につきましては、その次のステップとなっております、このあたりはそういう目標のところあたりに考えてございまして、実際に今できるとかできないとかいうのはちょっと遠いところにあるということで書かせていただいております。なので、このプレーヤー、サポートの辺ですけれども、実際に今想定できる範囲ですることを書かせていただいております、全てを幅広に考えられるところ全て書かせていただいているという整理はしてございません。そういったことで行政と交通事業者ということにさせていただきます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そういう答弁をこういう席でされると、がっくりくるわけよ。何でいうたら、先ほどのイメージ図のところにも総計と戦略ときちっとあわせながらやっているというふうに書いているわけやんか。だから観光振興計画も本当の設定期間10年と、5次総計とは10年スパンでは合うとるわけや。そこの中に合わせたらそんな想像したとか想定したというようなことではなくて、10カ年の中にじゃ、どれをやっていくのやという部分として組み込んで、総計にも組み込まれてやなあかんねや、この構想が。だから今言うてる総計の4年間の前期と戦略の4年とこれの短期の1年から5年になっているけど、1年から4年とそういうのはきちっとリンクしてやなあかんねんね。そうせんことには実効性もあらへんし、実現性もあらへんわけや。町内が一丸となって生き

残り戦略をきちっと実現してくんね言うてんねやから、町内一体化になってやる、一丸となってやるのにやで、あんたとこだけがこれ、空想やねとかそなん言うとったらあかんで。

それは10カ年までは総計の5次総計と合わせておかなあかんやん、そういうことを言うてるんや。そのためにはこの10年が勝負やと言うてんねんやったら、それはやっぱりきちっとした形づくりをして、そなんそやさかいに言うてここは書けへんからプレーヤーは行政と交通事業者にしてまんねん、そなんわけにいかへんやん、これ。その辺はどうするのか、私らの意見を受けてどうするのか、理事のほうから方向性含めてちょっとまとめていただけませんか。

○委員長（谷口重和） 光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 今ご指摘いただきましたご意見でございますけれども、我々といたしましても今後の、先ほどのパブリックコメントというかスケジュールを一定考えるわけでございますけれども、そこまでにはもう少し時間もございまして、委員長との協議、策定委員会の委員長さんとの協議といったことも当然必要でございますけれども、議会のほうで頂戴いたしました意見も含めまして対応を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そしたら一番最後ですけれども、19ページ、計画の目標と進捗管理についてということがありますね。計画目標の設定についてというところで、総合戦略のやつについてはきちっと項目立てて指標が設定されているわけですよ、出生率は何ぼにしようか、満足度は何ぼにしようかとかね。ここに書かれている20万人はわかりましたよ。これ10カ年の間に12万を20万人にしましよと、こういうことですね。とりあえず最初の5年間は15万にすんねやったかな、これ。そうやね、15万というの出てきますね。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） うちのほうが10年後20万人と言う目標をつくりまして、それを受けて企画のほうで出させていただいた数字かと思います。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 今の26年度の12万人を平成31年には15万人にしますというのが総合戦略の話やねと言うてる、そうですね。それは最初の4年間とあなたたちの前期

の5年間のうちの4年間とが相互調整されてできた15万人やね。企画が勝手にやらはったん違くて、相互調整の中でやられた。それでここに書いている目標としては平成37年やね、37年に20万人を目指しますと、こういうことでよろしいでしょうか。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） そのとおりです。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） その次からなんですけれども、経済効果云々かんぬんも含めて目標を設定していきますよと、今後、ということなんでしょうけれども、これも5年刻みで実際どういうところに行くんやとか、入り込み数からしたらこうなるとか、それぞれごとのエリアごとに設定するとか、そういうことがやっぱり目に見えて計画の中に盛り込まれていないと、具体性とか実効性に欠く計画になってしまうんで、そういうところがこの計画のマイナスのところなんです。やっぱりそういうところも十分入れながらやってほしいなというふうに思うんです。

それで進捗の管理のところ、具体的な実施計画に「策定していきます」となっている、これ具体的な実施計画に設定していきますということやから、この実施計画というのはそれぞれ具体的な先ほどの施策の方向性やらあったけども、方針の方向性やらもあったけども、それぞれごとにそういう実施計画というのは別に定めはるんですか。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 28年度につきましては、予算協議の中で進めていきたいと思っております。それ以降につきましては協議会、来年度つくる中でご相談しながらつくっていききたいと考えております。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） だから、先ほどおっしゃったように、今後のスケジュールから言えばパブリックコメントをやって1月中旬にそれが終わって、1カ月かかって専門部会と策定委員会で決めます、3月に議会の了解をもらいますと、そうなったら議会の了解をもらう間に予算が出ていきよるわけ、ね。だからその時期をもうちょっと早めて、予算の編成と最終的な計画の、いけばこの策定委員会からきちっとした委員長さんから町長宛てに、こうまとめましたというのが答申されるわけですね、いけば。そのことを受けて町として決定しましたというのを議会に報告していただいたら、もう予算とセットで、当初予算とセットでやっていくくらいにならんと、3月の委員会に出しておるようじゃ間に合わんわけです。そういうスケジュールできちつきちっと早目、早目の対応

をしていただくこと、これは要望ですけれども、言うておきたいと思います。

そしてその実施計画も、先ほど言われたようなところである程度具体的にやっぱり示していかな。そしたらそのプレーヤーといろいろ4つの部分でもプレーヤーといろいろな関係各課と団体さんと入り組んだらなかなか難しいんですけど、この調整が。だからあなたのところみたいに基盤整備は行政がやります、金は行政が出します言うて、一番わかりやすいんですけど、そうじゃないですね。それはいろんなセクターにお金も出してもらわなん場合も出てきますし、そういうことも十分含んだ上の計画にしてほしいなど。

最終、最後聞きますけれども、進捗の管理ということで聞きますと、この計画そのものの管理の責任者というのは進行管理の進捗の管理の責任者というのはこれ、誰なんですか、お答えください。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 進捗管理は町で行っていきたいと思っております。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そんなこと聞いてへんで。この計画の責任者は誰が責任を持つんですか、この計画についての。誰ですか。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 町なので町長ということになります。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そうしますと、大方町の持っている計画の進行管理、それは誰がやりますかということになるんやね。それは会議じゃないですね、先ほどのまちづくり会議じゃないですね。そうしますと策定委員会の中からメンバーを寄せて第三者機関みたいなんつくって、そこにチェックしてもらうのがええのかどうかというのは、それはいろいろ見解が分かりますけれども、そういうこの計画の進捗管理なり進行管理を第三者機関に委ねていくという方法も1つの方策なんです、これ。だからそういうことについて考えはったことが、普通はそういうのがこの中に書かれてやなあかんのやけど、書いてあらへんから聞くんですけども、それはどういうふうに思うてはるんですか。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） まちづくりの協議会のほうも立ち上げの段階では町がかかわっていかないとどうにもならないというような話も先ほどもさせていただいておりましたが、それと同じで、軌道に乗りましたら委員が言われているよう

な形で検討していきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） いや、そんなこと言うてるんじゃないですよ、この計画の目標と進捗管理についてという項目があるんで、普通はその進捗管理というのは策定員会の名称を改変して改めてそういう進行管理委員会とかにするか、第三者の人に委嘱してこの計画を管理してもらうか、そういうことを初年度からやっていかないとだめですよと、普通はそういうことが書かれていますよというて言うてる。それについてどうですかと聞いている。

○委員長（谷口重和） 光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） ご指摘の部分については委員がおっしゃるとおりだというふうに思いますので、先ほども申し上げました、全体の計画の中で修正すべき点といたしますか、この中に書き切れておらない部分等については委員会の委員長とご相談させていただく中で、各委員さん方のまたご意見も賜らなん部分でありますけれども、ご指摘いただいた点については善処してまいりたいと、こういうふうに考えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管に係る公共下水道事業の経営指標（P I）について当局より説明を求めます。野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） すみません、それでは上下水道課のほうから、本日お配りいたしました資料に基づきまして、公共下水道事業の経営指標（P I）についてご報告申し上げます。

本町の公共下水道は、平成6年度に事業着手いたしまして、平成26年度末の普及率は62.5%というところで、平成12年度からは供用を開始し、健全な事業運営が求められております。これから数年後には経営状況を明らかにするためにも、公共下水道事業につきましても地方公営企業法の適用も考えているところではございますが、ここでは現在の本町公共下水道の運営状況につきまして、代表的な経営指標数値によりましてご報告させていただきます。

資料のほうでは、1枚目の裏表が本町指標数値の平成25年度と平成26年度の比較となっております、2枚目からは本町と類似している団体との比較の資料となっております。

ります。

それでは資料を見ていただきますと、1番の経営指標の意義でございますけれども、健全経営のための絶対的な指標の基準を設定するという事は困難なことでございますが、この指標を整理いたしまして本町公共下水道と類似型の自治体、類似団体との比較を行うことで、本町公共下水道事業の特徴、また問題点等を把握する有効な手段となるものでございます。

2番では代表的な経営指標としまして、①普及率から裏面の⑭まで、本町の平成25年度と平成26年度の指標数値を示しております。平成26年度数値につきましては、平成25年度と比較しましてわずかではございますがほとんどが改善・向上しております。その数値は後ほど確認していただくといたしまして、ここでは①普及率からどのような内容の指標であるか、まず説明をさせていただきます。

①の普及率でございますけれども、資料のほうを見ていただきますと、こちらのほうは行政人口に対します公共下水道の整備済み人口をあらわすパーセントの数字でございます。本町のように浄化槽の事業もしておりますので、汚水処理事業を2つ以上持っている団体につきましては、こちらの普及率につきましては当然100%となるようなものではございません。本町の場合では浄化槽とか公共下水道合わせまして目標といたしまして100%を目指すということになっております。

②の水洗化率につきましては、下水道整備済みの人口に対しましてどれぐらいの接続をいただいているかというようなパーセントの数字となっております。もちろんこちらの数字につきましては100%を目指すべき数字となっております。

③の有収率につきましては、実際処理場のほうで汚水処理をしております水量に対する料金収入の対象となる有収水量の割合、すなわち実際住民さんからいただいている使用料と実際に処理している汚水量とを比較しているものでございます。こちらの有収率が高いほど、雨水、不明水等の浸入が少なく、効率的な汚水処理ができているという数字になります。

④の施設利用率、こちらのほうにつきましては、現在処理場の処理能力に対しまして実際どれぐらいの晴天日の平均的に汚水量が入っているかというような数字でございます。こちらの施設利用率が低い場合施設の利用効率が悪く、また高過ぎると施設能力に余裕がないような状況でございますので、この数値を見る中で処理場の増設の計画の目安となるような数値となっております。

⑤の使用料単価につきましては、使用者の方からいただきました使用料収入と年間の

実際の有収水量で割ります。すなわち使用者の方からいただいている1トン当たりの使用料の単価をあらわすようなものとなっておりますので、こちらのほうで使用料単価により使用料金の水準が比較できるような数値となっております。

⑥の汚水処理原価につきましては、汚水処理費を年間の有収汚水量で割ることによりまして、実際処理場のほうで1トン下水を処理するのにどれぐらいの費用がかかっているかという数字を金額であらわしたものでございます。

⑦の汚水処理原価（維持管理費）ということで、この⑦と⑧につきましては⑥を内訳であらわしているようなものでございます。汚水処理原価につきましては維持管理費と資本費、元利償還金のほうの内訳であらわしますので、⑥の内訳を⑦と⑧で示している数字でございます。

すみません、裏面のほう見ていただきますと、⑨の経費回収率ということで、こちらのほう、汚水の処理にかかっている費用をどれぐらい使用料で賄っているかというような数値になってきております。

また、⑩につきましては、⑨の内訳となっております。経費回収率につきましても維持管理だけを見た場合どれぐらい使用料金で賄っているかというような数値をあらわしているものでございます。

⑪から最後の⑭までは、整備済み人口、要は整備できた方1人に対しましてどれぐらいの費用がかかっているかということであらわしております、⑪につきましてはこちらのほう、維持管理にかかっている費用全てをあらわしておるものでございます。処理整備済みの方1人に対しましてどれぐらい費用がかかっているかということで、⑪であらわしております。

⑫と⑬がまたその内訳となっております、処理整備済み人口1人に対しまして維持管理費だけを見た場合と元利償還金だけを見た場合を⑫と⑬で内訳としてあらわしております。

最後、⑭につきましては現在地方債の借金でございますけれども、こちら残高、整備済みの1人当たりに対しましてどれぐらい残高を起債のほう、持っているかということであらわした数字でございます。

3番のほうにいきまして、こちらのほうからは類似団体の比較ということで資料のほう、ページでは後ろのほうつけさせていただいておりますけれども、こちらのほうの類似団体の定義のほうをこちら3番のほうで少し説明させていただいております。

こちらの数値につきましては、総務省のほうで公表されているものでございまして、

中を見ていただきますと①、②、③ということで3種類の要素から類似団体を区分しております。①のほう見ていただきますと、処理区域内人口が5,000人から1万人の団体、②といたしましては有収水量密度ということで、大体1ヘクタール当たりどれぐらい有収水量を持っているかということで、2,500トンから5,000トンについての団体、最後③として供用開始後どれぐらい年数がたっているかということで、15から25年たっている団体を抽出いたしまして、こちら3つの要素を合わせまして類似団体としてあらわしております。

表のほうすみません、細かい数字の羅列で見にくいところございますけれども、少し見ていただきますと、まず別表1といたしまして、本町を含めまして類似団体ということで、全国で公共下水道事業本町の類似団体ということで29団体が総務省のほうで位置づけされております。こちらのほう、先ほど経営指標として示しました①から⑭を全て羅列いたしまして、本町がどのような状況にあるかということ、まず別表1のほうで示しております。

めくっていただきますと別表2、3とございまして、別表1の類似団体29団体の中でも本町のように処理場を有しております単独の公共下水道と、あとは近隣ではございますけれども流域下水道ということで処理場を単独で持たず、広域的に一緒に下水処理をしている団体、こちらのほうを別表3であらわしております。本町の場合は別表2のほうに属しております。

最後すみません、別表4を見ていただきますと、こちらは類似団体ではございませんけれども、京都府内の公共下水道を実施している21団体につきまして、こちらのほうで類似団体ではございませんけれども、いろんな類型区分にはなりますけれども、参考として京都府内公共下水道事業者を一覧として掲げております。

すみません、このような細かい数字、大変たくさん並べておりますけれども、非常に重要な点といたしますのは、まずすみませんけれども別表2のほうの単独公共下水道で本町を含む19団体のほうで少し数値を見ていただきますと、やはり経営上非常に重要となってきますのは②の水洗化率、整備しているのにもかかわらず接続されない場合には料金収入につながりませんので、②の水洗化率、次にまた経営上重要となります⑤の使用料単価、こちらのほう大体使用者の方から1トン当たりどれぐらい使用料金いただいているかという数字でございます。

また、その隣の⑥汚水処理原価、そちらが実際に1トン処理するのにどれぐらいのコストをかけているかということで、非常に重要な数値となっております。

あとは⑨のほうで経費回収率ということで、実際にかかっている処理費用のコスト、それをどれぐらい使用料金で賄えているかということのパーセントでありますので、こちらの数字も非常に重要と考えております。

もう一つすみません、⑪につきましても大体整備するのに1人当たりどれぐらい費用がかかっているかということで、今のところ特には②、⑤、⑥、⑨、⑩を中心に比較のほうやっていきたいと考えておりまして、この中で数字を見ていただきますとやはり本町、この平均的な数値から見ましても水洗化率でも平均以下でございます。使用料単価につきましても逆に安いということで、本来ならば料金設定が正しいのかどうかということで、平均的にはまだ本町よりは使用料金高いので、この辺は今後のことでございますけれども、適正な料金にもっと持っていくべきかどうか、また⑥の汚水処理原価を見ていただきますと、本町のこちらの方も平均よりも処理原価高くかかっております。1トン処理するのにコストがかかってしまっているというような状況でございます。

以上のような、この使用料金なり費用がやっぱりかかっているということになりますと、自動的にもう⑨のほうの経費回収率ということでは本町のほう、数字が落ちていくような状況になってきております。ですから、今後につきましては、このような数字を毎年抑える中で、少しでもコストの削減なり料金収入につながるような方策を考えていく、有効な手段等を考えておりますので、毎年このような数字につきましては抑えながら事業の運営図っていききたいと考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。ありませんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） 先ほどの1ページ目で、⑦の汚水処理原価が、163円から182円にアップしていますね。これ、このスケールメリットで処理費と年間の有収水量で言えば、水がぎょうさん入ってきて施設のその分が変わらなければ、ね、下がるはずやねんけども、何でここは上がってんのかな。

○委員長（谷口重和） 野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） コスト高の要素といたしましては、修繕費用のほうでございまして、処理場のほう、平成12年度に供用を開始いたしましてもうちょうど15年目に入っておりますので、ちょうど機械が故障しだす時期にも入ってきておりますので、この辺の1つ機械が例えば故障いたしますとやはり数百万円という修繕費がかかっておりますので、修繕費にかかった費用の動向と合わせまして人件費、ちょっと人事異動等がございまして、その辺の関係で維持管理費用のほうが上がってきておりました。

確かに有収水量は伸びておりますので、分母の数字は伸びておったんですけれども、やはり維持管理経費のほうが25年度7,600万円に対しまして26年度の維持管理費8,540万円という決算統計出ておりまして、その数字によりまして悪化をいたしました。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そうしますと、メンテナンスの部分と修繕費の分を年次計画的にやっぱり大きな維持修繕費がかかるとあれなんで、事前、事前とね、修繕費を、年次的に計画を立てて、この部分は何年にはやりますよというような計画というのは、修繕整備計画みたいなやつは策定したのかどうか、それを聞いておきたい。

○委員長（谷口重和） 野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） 現在、処理場のほうの管理委託につきましては一部包括委託ということでレベル低い中で本当の小修繕のみを包括委託に含めて現在委託しております。今ご指摘のように、大がかりな修繕が実際かかるような時代にも来ておりまして、この対応に対して以前ちょっと検討した結果がございまして、やはり近隣の先進事例とかも聞く中で、修繕発生する前にオーバーホール、メンテを行うというようなことで、機械の設備を抱えているのを順次メーカーのほうに委託しましてオーバーホールしていくというような手法がございまして、その点につきましては過去に各機器メーカーに対しましてオーバーホールの計画を立てよということで取りかかった結果が実際ございます。

取りかかった結果といたしましては、やはりオーバーホールにはそれなりの費用が連続してかかるという結果が過去に得られましたので、現在のところは年次計画としてオーバーホール、計画的なメンテを行わずに、非常にいいやり方ではないとは認識しておりますけれども修繕が必要となった段階で今のところ予算を確保するようなやり方でやっております。ですので、今後の課題、これからの修繕費用がかさむようなことを、長引くようではございましてやはり機械を延命させるという観点から過去にも一度チェックいたしましたもう一度メンテの計画的な策定を行う中でまた今後は考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） これも細かいやつはもうメンテナンスの中に入れ込んでおいて、大規模なやつについては修繕計画の中できちんと捉えていって、いつまでも辛抱することなくきちきちとやっておかないと逆に大がかりな修繕費がかかることになりますので、

それは行政の修繕計画ですんで早目に逆にやっていただいたら結構かと思います。それとこの一目瞭然といえはあれなんですけれども、3枚目の資料を見たら単独と流域のやつが、使用料もそうですけれども、5番目の使用料単価を見てみたら上が単独ですね、これ。単独の部分というか平均が151円で下の流域が143円ですよというようなことが出ています。本町は130円に設定しておられますので、平均の151円よりも20円ほど安いということですね。ただ回収率は9番目ですけれども58%ですけれどもうちは34%しか回収していませんということで、回収率が非常に小さいということになります。そうしますと使用料単価の部分と原資でいったら7番目の部分で言うても163円の分で130円ですから、その分も取れてないということになるんで、資本費の部分にもとてもとても賄えない。流域ですと回収率が72%、約73%です。単独で58%の平均的に回収されているのに本町は34%しかしてない。けっこう低いほうの団体に入っているんだなというふうに思いますけれども。

これと使用料の関係も含めて、なかなか値上げというのは水道料金と両方になりますのでしんどいなと思うんですけれども、この辺の経営の観点からどのようにこの単独下水道の処理云々かんぬん含めて全体的に、経営についてはどのような考え方をお持ちでしょうか。

○委員長（谷口重和） 野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） ご指摘のとおり、使用料単価のほうは現状平均よりも低いということで、料金について安易に値上げということはもちろんこの場でも発言できるものでございませぬので、やはりまずやるべきことはこちらの回収率につきましては使用料収入が対象となってきますので、現在のところこちら②のほうの水洗化率のほうを見ていただいても本町は77%、平均よりもわずかに低い状況でございませぬけれども、この水洗化率を上げることイコール料金収入につながりますので、料金収入を上げますと経費回収率が上がりますので、まずはその町といたしましては水洗化率をできるだけ80、90に早期に近づけるといことがまず使命としては感じております。

非常にいい答弁でもないんでございませぬけれども、28年度末には緑苑坂を接続考えております。こちら経営的には正直なところ有効な手段とも考えておりまして、28年度末緑苑坂のほう接続できますと、恐らく見込みでございませぬけれども、現在水道の料金収入から大体換算いたしますと、緑苑坂のほうで公共下水道の使用料として1,400万ぐらい回収できるのではないかといいますので、あともう1年丸々かかりますけれども、水洗化率を上げること、緑苑坂を取り込むことによりまして

40%の半ばぐらいまで回収率を上げることができますので、このような手段を含みましてあとコストの削減を行う中で、それでもまだなお厳しいような状態になりましたときには、使用料のほうについても検討に入らなければならないかなと考えております。

まずは町といたしましては水洗化率の向上とコストの縮減と、あとは経営的な方策ですけれども緑苑坂への早期接続、また工業団地の接続をする中で経費回収率のほう、上げていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それとこれ、見ておったら、単独の下水道の資本費が166円ですね、平均。うちは213円というからそれよりも50円ほど高いんですけれども、流域はやはりその107円ですから流域の資本費というのは非常に低いというふうに思います。うちのほうが213円ですから分担金をうちは取っていますね。ほかのところで分担金取ってはるところどうか、調査してはるんかどうか知りませんが、分担金を取っていてもこのぐらいの高位のところにあるというのは非常に資本整備のところは割高になつとんの違うかなというふうに思いますので、その辺も含めて今後の整備の進捗も含めて考えておいてほしいなというふうに思います。

それと、一番最後、14番目の1人当たりの地方債残高ですけれども、非常に高いですわね、52万9,000円ですね、うち。一般会計の1人当たり現在高は小西理事、幾らだったでしょうか。20万ちょっと切っておるのかな、急に振って悪いですが、何でもかといいますと一般会計で20万ほどですのに、ここ52万9,000円。

○委員長（谷口重和） 出ますか、小西理事。

暫時休憩します。

休 憩 午後4時07分

再 開 午後4時12分

○委員長（谷口重和） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） ただいまちょっと正確な資料を持ち合わせておりませんが、ただいまの本町の地方債残高が41億1,800万でございますので、これを人口割いたしましてそれから臨財債等の本来の借金とはちょっと違うという意味でそれを差し引きますと、今極めて概算でございます、後ほどまた正確な計算をさせていただきますと思いますが、委員ご指摘のとおり、約1人当たりになりますと20万円というところが想定される数字ではないかというふうに思います。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 一般会計みたいなああいいうごっついやつで20万、住民1人当たりの借金、ここ52万9,000円やさかいに、相当ひどい借金を住民は抱えていると思わなあかんで、その足したやつを住民がかぶっているんで、やっぱり公共下水道というのは借金漬けになるという事業やったというふうに反省して、今後の経営に健全経営に努めなければならないのかなと思いますので。この借金をいかに減らして、長いですわね、ほかの地方債と比べると返済期間はなかなか減りよらへんとほんで、いうことで、今35年ほどかかるのかな、もっと長いのか、30年。だからやっぱりなかなか減らないので、この50万をずっと抱えていくことになるんで、だからその借金返しに一般会計から繰り出さんなんということになりますので、よほどことしと来年とで整備計画の見直しもされているんで、よくよく考えて健全経営の指針なり、計画を立てていただきたいというふうに思いますんですけども、どうでしょうか。

○委員長（谷口重和） 野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） ご指摘のとおり、地方債残高につきましては公共下水道、多額な残高を抱えている状況はこのとおりの数字でございます。

ご指摘のとおり、この2カ年の中で計画をちょうど見直しているところでございますけれども、なかなか現在の残高を一挙に減らすことはできませんけれども、ちょうど現在第1期の処理場建設費の返済をしている最中でございます。あと10年でございますけれども、10年長い期間でございますけれども、今処理場の残高のほうがもう10年で終わる予定でありますので、後10年後には大分この残高は減るものと推測する中でございますけれども、やはり効率的な経営という観点という言葉をお忘れずに、計画見直しの中で整備のほうを立てていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

次、日程第4、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局から何かございせんか。事務局、何かありませんか。

ないようですので、日程第4、その他について終了いたします。

本日は委員会付託の7議案のほか、事業執行状況の変更並びに所管事項報告につきまして委員の皆様のご慎重な審査を賜り、ありがとうございました。当局におかれましても丁寧なご説明、資料作成等に努めていただき、大変ご苦労さまでございました。

次回の委員会は1月開催を予定しています。最終の第4四半期の事業執行状況となりますので、当局におかれましては事業進捗等を十分精査し報告願いますようよろしくお願い申しとおします。

本日の委員会はこれにて閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉 会 午後4時17分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務産業常任委員会委員長 谷 口 重 和